

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝巳
九番	日比玲子
十番	田中五郎
欠席議員	なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議会議事局長	高橋善明
議会議書記	木野村幸子
議会議書記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵

四、議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 一般質問

参事兼農政課長	大平喜義
参事兼税務課長	高橋勉
総務課長	村木俊文
福祉健康課長	北村孝則
上下水道課長	豊田晃晃
教育課長	奥野政興
収納課長	西口清敏
會計室長	渡辺雅尚
住民保険課主幹	山中真澄

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第二まで

午前九時三十一分 開議

一、議長 井野勝巳君 改めまして、おはようございます。

連日大変御苦労さまでございます。また、本日は全員の出席をいただきます。ありがとうございます。

ただいまから会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は十人でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしました。これより平成二十二年第六回北方議会定例会第二日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において九番日比玲子君及び十番田中五郎君を指名いたします。

日程第二 一般質問

一、議長 日程第二、一般質問を行います。

通告書の受領の順序により質問を許します。

最初に、安藤浩孝君。

一、二番 安藤浩孝君 それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。
改めまして、おはようございます。

国民健康保険税について、お尋ねをいたします。

国保税につきましては、今まで再三にわたり議論があるところで、本会議の一般質問におきましても論戦が何度も見られたところであります。

八月一日現在、国保加入者は五千五百六十五人で、人口比にしますと三〇・一％、世帯では二千八百五十七世帯の方が加入をされ、世帯比では四三・一％で、全世帯の何と四割を超える加入率で、少子・高齢化社会が急激に進む中、それに伴いさまざまな幾つもの問題の中、多くの町民にとってはこの国保はかけがえのない一本の命綱と言っても過言ではありません。

きょうは、お配りをいたしました資料をもとに質問を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

この表は、実在の瑞穂市在住のAさんが、北方町、本巢市に在住した場合、現在支払っておみえになる国民健康保険税額はどのようになるかという比較表であります。

Aさんは、名古屋の不動産会社を三十数年勤められ、数年前土

地を購入、その後家を建てられ、現在、年金生活をしておられます。総所得金額は百四十一万三千三百円、固定資産税額は二十万八千六十円、基礎控除後は百八万三千三百円であります。瑞穂市で医療分十四万七千二百二十二円、後期高齢支援金分二万八千三百七十四円、介護納付分三万三千三百三十三円、合計で国保税が二十万六千九百円を支払っておみえになります。

Aさんは仮に本巢市に住まわれますと、医療分が九万七千六百十五円、後期高齢支援金分が三万一千四百十六円、介護納付分は三万七千六百六十六円、合計で国保税は十六万六千二百円となっております。仮に北方町に住まわれることになれば、医療分は十八万八千二十一円、後期分が五万一千四百八十三円、介護分が三万五千六百六十六円、国保税は二十七万四千六百円にもなります。その結果、北方町は瑞穂市よりも六万七千七百円高く、本巢市とは十万八千四百円も高く払うこととなります。一人当たりの保険料は、平成十八年、平成十九年ともに本町は県下で二番目に高く、県平均を二割ほど上回っております。ならば、一人当たりの診療費も高いのかと思えますと、平成十八年、平成十九年ともに県下で四十二市町村中三十二番目と低く、県平均を大きく下回っております。

次に、受診率であります。受診率とは、入院、院外、歯科の診療回数を国保加入者で割った数値であります。一一・二・九四％となっております。この数値は一年間に十一回ほど受診したということとなります。これも県平均を下回っております。

これらのことから、一人当たりの受診並びに診療費が県下で飛び抜けて低いのに、国保税の調定額が県平均を大きく上回り、県下で二位ということは整合性が見られません。

当然、分析をしておられると思いますが、どういったことでし

ようか、お尋ねをいたします。

次に、資料の左端に掲載しております三市町の所得割、資産割、均等割、平等割の比較表であります。

この四つの所得、資産、均等、平均割、いずれもすべて北方町は瑞穂市、本巢市を圧倒する割合数値であります。資産割は医療分と後期高齢分を合算いたしますと、北方町は固定資産税額の四三％、瑞穂市二五％、本巢市ゼロ％、これは比較にもならないという数値であります。

国保税に固定資産税額を再度課税するということは、私はこれは税の二重取りであるという強い認識を持っておりますが、町の考えはいかがでしょうか。

最後に、「北方町に住んでよかった」、このフレーズ、大変よく使われるわけでありますが、本庁一階正面のボードに住みやすさ評価が記されております。民間調査機関のもので、愛知県の高久手、日進市に次いで住みやすさ三位という輝かしい評価になっておりますが、住民税、国保税などや、町が行っている公共料金、多種多様な住民サービスなどを加味した総合的評価で三位ということなら誇れると思えますが、私たちにとってかけがえのない一本の命綱である国保、その金額が県下で高い方から一位、二位を争っておるわけでした、直近の速報値では平成二十年度七番目というところをお聞きしておりますが、本当の意味で北方町に住んでよかったというフレーズが耳ざわりなく聞けたらいいかなあというふうに思います。せめて、県平均調定額まで抑えるような国保税の抜本的改革を望みますが、お考えをお聞きたいします。

一、住民保険課主幹 ただいまの安藤議員様の御質問にお答えいたします。

詳細な資料をつくっていただきまして、大変ありがとうございます。

ます。非常にわかりやすい資料で、議員の趣旨がよくわかるころでございます。

まず御質問の第一点目につきましてでございますが、町民一人当たりの受診率、診療費が県下で飛び抜けて低いのに、国民健康保険税の調定額が平成十九年で第二位というのはなぜかという御質問についてですが、私どもの考えといたしましては、国民健康保険税が高い要因として、まず一点上げられることは、国民健康保険税の現年度の収納率が低いということでございます。県下平均、十九年度で申しますと九三・四一％と。北方町の場合は八九・七五％と、その差三・数％ございます。これについて、現状の保険料の高くなる要因の一つと考えております。

もう一点でございますが、これは歳出面でございます。十九年度の方で申しますと、老人保健の拠出金でございますが、これは御存じのように七十五歳以上の方の老人医療費をもとに老人の国保に加入している割合に応じた率でもって拠出するものですが、その計算過程におきまして、老人医療費が県下の市町村に比べて比較的高いということと、老人保健そのものが若年層により支え合うというシステムの制度でございますので、若年層の加入割合が多いほど老人保健拠出金はふえるという結果になるものでございます。その点について、歳出面での増嵩が見られますので、それが保険料に反映しているというふうにご考えております。

結果として、国民健康保険税は、保険者が負担する療養給付費とか老人保健拠出金等の歳出見込み額を基準にして算出されるものでありまして、いわゆる病院でかかったところの医療費ベースでの本町の県内順位が相当下位にあるということが直ちに国保税の高低に直結するというふうには考えておらんと考えてございます。

それから二番目の、他町村に比べて資産割が高いのはなぜかという御質問の点でございます。

議員の言われますように、比較表にもありますように、本巢市、瑞穂市に比べては相当の高額になっておるのは事実でございます。北方町における国保世帯のうち資産割課税世帯の割合は、平成二十一年度の本算定で見ますと、全世帯の四三％の方が資産割を負担していただいております。この割合が低いのか高いのかというのは、ちょっとほかの町村との比較をしておらんです。北方町の持ち家率とか、そういうものを加味すれば他の町村に比べて若干低いのではないかと考えております。

このため、資産割を総額として徴収する場合に、負担した方が少なくなればなるほど税率は上がるというふうな影響が出てくることは考えられます。それと、資産割につきましては、地方税法の規定の中で、総額としての割合が定められております。これはこれに準拠しなさいという標準割合でございますが、その前提として、応能割、要するに所得とか資産についての割合ですね。それと応益割、加入者の利益に準じた割合、これが五十・五十でございます。そのうち応能割につきましては、所得割が四〇％、資産割が一〇％という標準割合が定められております。これにつきまして、これに当てはめた場合、北方町の二十一年度の資産割はどうかと申しますと、一般の被保険者医療分で八・九九％と、一〇％には届いておりませんが、おおむね総額としては標準的な割合と考えております。

平成二十年度の資産割税率の医療費分と後期高齢者支援金分を合わせた率は、この表にもございますように四三％となっております。但し、県下の町村を見ますと、資産割の税率が五八％とか五四％というような高い町村もございまして、二十一年度で申しま

すと、県下で第十番目という状況でございます。

その次、三番目の国保税に固定資産税を再度課税することについてでございます。

資産割を含めた四方式にするのか、資産割を除く三方式を採用するかは、各市町の国保税条例によって定められているのですが、資産割は応能割における所得割を補充する役割を持たせるために設けたもので、課税技術上の利便性を考慮して、固定資産税を基準としておるところであります。なお、平成十九年度、県内の市町村において四方式を採用している市町村は四十二市町村中三十六市町村ということになっております。

それから四番目の、国保税の抜本改革についてでございます。国保税につきましては、仮に資産割をなくして三方式にいたしますと、二十一年度で見ますと約二割、所得割の税率を上げる必要があるかと思っております。例えば、基礎控除後の所得が二百萬円の世帯があったとしまして、所得割は年間で三万二千二百円ほど増加するかと考えられます。

県下を調べますと、資産割税率五〇％台が六市町、四〇％台が九市町、三〇％台が十五市町、二〇％台が六市町、資産割課税なしが六市町という状況でございます。これは二十年度のデータです。資産割税につきましては、今後、応益割との均衡と今後の医療費の動向を踏まえまして、資産割を負担していただいている納税者の理解を得ながら、より適切な割合になるように検討し、また皆様の御意見をお聞きしながら、抜本的改革が必要かどうかを含めまして検討していきたいと考えております。以上でございます。

二番 安藤浩孝君 ただいまの答弁を聞いておりました、何かちょっと理解を僕はできませんでしたが、ここに県下の市町村のデ

「タがありまして、ちょっと読んでみますと、土岐市が保険料が四十二番目、岐阜県で一番安いんですね。六万八千四百八十八円というところで、これから比較すると北方が四万円ほど高い。それで、土岐市が受診率とか診療費が少ないかといえますと、受診率は四番目に岐阜県で高いんですね。年間で十三回ぐらい受診してみえるということ、何かこの辺がちょっとわからんところが多いんですよ。土岐市の場合は、どこからお金を入れているかと思っても、一般財源からはゼロ円なんです、このような自治体もあるわけ、何かそういうふうなからくりというんですか、何か考えられるような材料があればちょっとお聞きしたいと思います。

それともう一点、資産割、年度別に見てみますと、毎年変動しているんですね。平成八年が三一・七%ですか、平成十七年が五〇・七%、資産割ですね。それが平成二十一年、四三%、この三一・七%から五〇・七%に上がった理由、また五〇・七%から逆にことしの四三%に下がった理由、下げられた理由をお聞きしたいと思えます。

それでもう一点、今町民に払っていただいているのが、平成二十年で十万三千六百四十六円になっておりますが、独立採算制というところで、仮にやりくりができなかった場合、最大で上限は幾らぐらいまで想定しておみえになりますか、お聞きします。

一、住民保険課主幹 まず一点目の土岐市の関係でございますが、土岐市の状況につきましては、私もちょっと詳細は承知しておりますが、北方町の状況につきましては、私も申し上げると、基本的には、北方町は国保については独立採算という形になっておまして、一般会計からの繰り入れ等、一部を除いてはしておらんという状況の中で、現実としては、特定の財源をもって特定の支出に充てている

という形で、これといった特別な会計をしているわけではないんです。

結果として、例えば毎年の剰余金等も十九年度までは若干発生しておるといって、この税率をもってして財源的に余裕があったということはあるわけですが、その保険率を下げるとか、そういうものが何かあるかというお尋ねについては、ちょっと私どもでは考えつかないところでございます。一点目にはそのように考えております。

それと二点目の、過去の十五、十六、十七年度あたりについて五〇%台であって、今回三四%ということの変遷はどうかということでございますが、この点につきましては、十五年度あたりにつきましては、基本的には、その以前には若干の基金の保有があったわけですね。国保基金の保有がありまして、それをある時点から取り崩しながら、税率改正等もしながらということで財政運営をしていったわけですが、十五年度においては、もう既に基金は当然底をついていたという状況の中で、その年度に必要な歳出を賄うためには、その年度において保険料をそれで算定しなきゃならんというところの歳出見込みにおいて、どのくらいの税が必要かということの総合的な判断の中で税率を改正してきているというふうな五〇%台のところは考えております。

ただ二十年度、三四%に下げたというか、三四%プラス九%です。四三%ですね。その辺に下がってきたのはどうかという問題でございますが、それにつきましては、医療費の動きもさることながら、例えば保険料の軽減負担金等の考え方を、平成十八年度までは、均等割、平等割については六割・四割という軽減をさせていた。それを十九年度から七割・五割・二割という軽減をさせていただいて、その減額分については国・県・町から繰入金

していただけるという財源の手当ができたことも含めまして、下げられる状況になったというふうに考えております。

あと最後の最大の云々ということは、申しわけございません。ちよっと聞き取りにくかったので、趣旨をもう一度お願いできましたら。

一、二番 安藤浩孝君 今、一万三千六百四十六円なんですよね、平成二十年度。これが最大マックスなのか、一万五千円がマックスなのか、二万円がマックスなのか、それをお聞かせください。

一、住民保険課主幹 介護の関係ですか。

二、二番 安藤浩孝君 いや、一人当たりの保険料が平成二十年度が、さっき一万円というのはごめんなさい、十万三千六百四十六円、これがまだ上限があるのか、それをちよっと。

一、住民保険課主幹 今の見通し、例えば二十一年度予算執行とか考えまして、勉強会でも多少お話ししたところですが、二十一年度の予算執行を見ますと、基金は確かに一億七千万強ございます。

今年度の医療費の動向等を見ていますと、かなり医療費が増嵩しているという状況の中で、今年度の決算を今から見込むわけですが、そのときかなりの財源不足を発生するというふうに予測しています。そうしますと、税以外にほかに財源を求めることが今困難でございますので、基金の繰入金等を考えた場合に何がしかを入れなきゃならんと、二十一年度の関係で。

そうしますと、じゃあ二十二年度の予算編成の段階で、またさらに、今までは繰越金を充当しておって、その分だけ保険料が現実には決まっておるといふ状況の中で、今度二十一年度について剰余金が出るか出ないかということになりますと、出るのは非常に苦しいというふうに考えております。

そうしますと、二十二年度予算編成の中でさらに基金を当初予

算から入れなきゃならんという状況にならざるを得んですが、そうしますと当然保険税をどうするかという議論も我々は検討しなきゃならんということで、今この額がマックスかとおっしゃられても、それはそうではないとお答えするしかないのではないかと考えております。

一、二番 安藤浩孝君 時間がありませんので、次の質問に行きたいんですが、例えばこれは瑞穂市のAさんが北方町のセブイレブで、コンビニでお握りを百円で買って、本巢市の人は八十円で買っていると、北方町は百二十円で買っていると、僕はそういうふうに思っているんですよ。実際、医者へ行ったときには、風邪を引いたときは一緒の値段ですけど、最後にはそういう形になっているかなと思いますので、やっぱり地域でこれだけ格差があるというのはいかがなものかと私は思いますので、ぜひともそういうことも含めて改革をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に参ります。

町の鳥カワセミを環境保全のシンボルとしてどう展開されているのか、お尋ねをいたします。

町の鳥カワセミが一般公募並びに町の鳥選定委員会で選定をされました。カワセミは大変美しい鳥で、飛ぶ宝石と形容され、カワセミを見たと話す人は、その美しさと感動で目を輝かせて話をします。このカワセミは昭和四十年代、高度経済成長とともに急激に生息地が狭められ、下水道の整備、自然保護、環境保全など環境意識の高まりなどから、一時はどぶ川と化した周りの河川も徐々に清流に戻りつつあり、姿を消したカワセミを見られることになりました。

さて、この町の鳥カワセミを町の花スイセン、町の木モチノキと同様、町民に深く愛され、町民の誇り、環境保全のシンボルと

してどう展開、発展をされていかれるのでしょうか。

そこで幾つか提案をし、お聞きしたいと思います。

まず一つ目は、カワセミサミットの開催であります。一〇〇%網羅したわけではありませんが、私の調べた限りでは、岐阜県関市、東京都日野市、神奈川県藤沢市、滋賀県甲賀市、高知県四万十市を初め、全国で四十四の都市がカワセミを市の鳥、町の鳥として制定をされております。山紫水明の町での選定は無論ではありませんが、近年、都市部、東京都、神奈川県での制定が目立っております。このような市町で、自然、幅広い環境問題を話し合うカワセミサミットの開催、小さくてもキラリと光る町北方から発信したらいかがでしょうか。

二つ目は、カワセミのシンボルイラストの公募であります。三つ目は、カワセミフォトコンテストの公募、四つ目は、バードウォッチング、探鳥会の開催であります。五つ目は、糸貫川と長谷川の合流三角地点においてカワセミが観察できるカワセミ公園、並びにカワセミベンチの設置でございます。以上、五点ほど提案させていただきますが、いかがでしょうか。

最後に、町の鳥カワセミが町内の各河川を自由に飛び回り、町民とともに憩える環境をつくり、これを将来にわたり子供たちに残すことをしなければならぬと思います。

一、参事兼都市環境農政課長 おはようございます。

議員お尋ねの町の鳥カワセミについてでございますけど、北方町では、来年の六月十二、十三日に、御承知のように、岐阜市と関市において「全国豊かな海づくり大会 ぎふ長良川大会」が開催される予定でございます。町としまして、その事業に協賛をするということで、今年度、来年度の二カ年に向けて、河川環境に係る事業を展開していきたいという予定をしております。

現在の北方町内の河川の状況でございますけど、御承知のように、町の公害診断を毎年やっております。その中の結果を見ますと、御承知のように平成十年から供用開始をされた下水道の効果があらわれておりまして、平成十年と二十年の十年間の差を見ますと、大変大きな水質の改善が見られるということで、公害対策審議会の方にも毎年御報告を申し上げておるところでございます。

このような現状を踏まえまして、町の鳥として清流のシンボルと言われるカワセミを選定させていただきました。今後、河川環境の改善のシンボルとして広く町民の皆様に啓蒙していきたいと考えております。

なお、御提案のカワセミサミットでございますけど、議員御発言のとおり、県内には関市が制定をされております。全国につきましては、四十四自治体ということでございますけど、詳細については一度把握をしてみたいと思っておりますが、先進市町であります他市町からそういう形でサミットの呼びかけがございましたら、私どももそれに参加をしていきたいということでございますので、よろしく願います。

また、シンボリックなイラストについてでございますけど、御承知のように、「広報きたがた」の十一月号から、表紙に町の花、町の木にあわせて町の鳥として掲載し、周知をさせていただきたいという予定でございます。

フォトコンテストにつきましては、社会教育の一環として活動をお願いしております文化協会とか写真クラブ等呼びかけをしまして、協力いただけるように教育委員会とも協議をしております。という予定でございます。

カワセミベンチにつきましては、御承知のように天王川・糸貫

川の両河川につきましては県が管理する一級河川でございますので、岐阜県とも協議をしていきたいということでございますが、現在、その一部を占用しまして河川公園として公園管理をしております。そこにありますベンチを、当面修繕等で対応できればということでございますので、よろしくお願いいたします。

一つ、加茂の区画整理事業がもうすぐ完成をする予定でございますが、天王川に運動場・加茂線の橋梁がかかります。その橋梁の欄干にカワセミのレプリカをはめ込んで、組合とも御協力をいただいでカワセミの一つの啓蒙のシンボルにしていきたいということ協議をしております。

それから最後に、この十月末ぐらいの予定でございますけど、前年完成しました町制百二十年記念公園の方に起点を設けまして、一級河川天王川沿いをウォーキングを兼ねてウォーキング大会を実施していきたい。そのウォーキングにつきましては、岐阜農林高校の研究をされておるグループの生徒の皆さんとか、町内にごさいますカワセミ同好会、これらの皆さんの御協力をいただきながら、ふるさと北方、自然に御興味をいただいでおる児童さんなどにも参加を呼びかけて実施をしていきたいと思っております。

以上のように、この大会を契機にしまして、河川の環境保全のシンボルとしまして、町の鳥カワセミを広く周知し啓蒙するため、最終的には簡単なパンフレットの的なものを作成しまして、住民の皆様にお配りをしていきたいという予定をしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

二番 安藤浩孝君 今御答弁をいただきましたしまして、お願いやら再質問をさせていただきたいと思っております。

まず 広報きたがた」に何かイラストということですが、これ

はプロの方をお願いをされるのですか。それとも、僕は公募というお願いをしたんですが、プロの方にされるといふ御予定ですかね。お聞きしたいと思っております。

一、参事兼都市環境農政課長 職員の中でいろいろそれに携わる者がおりますので、そちらの方とも協議をしながら、基本的には現在の広報のここに載っております。こういうパターンになるかどうかと思います。よろしくお願いいたします。

二番 安藤浩孝君 これは北海道の恵庭市であります。欄干とかイラスト、これ公募でやられてまして、大変かわいいということで、町を挙げて今カワセミということですから、僕がお願いしたのは、写真コンテストとか、こういうイラストも皆さんで考えてもらえば、より身近なものになるのではないかなということ御質問させていただきました。

それと、サミットの件ですが、二〇〇七年八月十六日、多治見市で四十・九度という猛烈な気温を観測しまして、多治見市がその気温を逆手にとって「あっちっちサミット」というのをやられてまして、毎年開催をされております。温暖化対策、エコ、緑、水などをテーマに意見交換をし、内外に発信を続けておる非常にユニークなものでありまして、現在、世界的な温暖化対策の観点から射ているような感じがいたします。

非常に小さな町から、カワセミがいるのが不思議なくらいなこの町から、そういった環境問題を発信していただきたいというふうにお願いたします。

それと最後にもう一点、カワセミの生育状況の把握をしてみえますか。そして、町として確認されましたか。生息マップ等は、具体的に何かつくられる御予定はありますか、お聞かせください。

一、参事兼都市環境農政課長 先ほど御答弁の中でお話を申し上げた

とおり、岐阜農林の福井先生という方が大変研究熱心で、実態調査等を生徒さんとあわせてやっておみえになりますので、そちら側の資料等をいただきながら、先ほどお話ししましたように、最後に北方町の鳥カワセミということで、パンフレットの中に生育状況とか実態状況、そういうものもまとめて写真を掲載しながら作成していきたいということで検討をしております。よろしくお願いたします。

一、二番 安藤浩孝君 それでは、次の質問に移りたいと思います。

バスターミナルの運用開始予定に伴い、路線の再編、運用計画についてお尋ねをいたします。

豊かで住みよいまちづくりを進める第六次総合計画の初年度を迎え、まちづくりの礎として、町のあるべき装置の一つとして位置づけ進めておられる、岐阜西部地区の一大拠点となり得るトランジットセンター、バスターミナル工事のつち音が響くのが待たれます。このバスターミナルは町長の選挙公約と同時に、鉄道の駅がなくなった今、新たな玄関口、北方町のランドマークになり得るといふものであります。

さて、来春四月、岐阜バスのダイヤ改正にあわせてバスターミナルの運用開始と聞いておりますが、開始に伴い再編並びに運用計画についてお尋ねをいたします。

現在、一日二百十二本のバスが町内を運行しておりますが、ターミナルへの乗り入れ本数は一体何本になるのでしょうか。路線の統廃合、変更、見直し並びにターミナル隣接のバス停の廃止など、考えておられるのでしょうか。

また、パーク・アンド・バスライド、サイクル・アンド・バスライドなどをどのように位置づけ運用されていくのか、お聞かせください。

一、総務課長 それでは、安藤議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

バスターミナルの整備は、バス路線をバスターミナルに集約することで、行き先がわかりやすく利用しやすい路線を確立いたしまして、利用者の利便性を図るための拠点施設として建設するものでございます。

現在、町内を通りますバス路線は八系統で、平日一日当たりの運行本数は二百一だと思っただんですが、二百十二でしたでしょうか。私が確認する限りでは二百一ということになっておりますが、町内を複雑に通っております、大変わかりにくい路線となっております。また、そのうち、大野穂積線と大野真正北方線の二系統五十九本のみが、現在進めておりますバスターミナル前を通るルートを運行しております。

御質問の、完成後のバスターミナルへの乗り入れ本数は一日に何本になるか、また路線の統廃合、変更、見直し、廃止はどうなるかという御質問でございますが、バス路線の利便の向上を図るためには、多くの路線をバスターミナルに集約する路線再編が必要でございます。利用状況や乗り継ぎ、利便性を考慮した路線への再編計画が大変重要であると考えております。また、ターミナルへの集約化によります路線のふくそう化など、ターミナル周辺が過密ダイヤになること、またそれに伴います周辺地域の環境悪化なども考えられますので、適正な路線の見直しや変更等が必要であると考えております。

現在、岐阜バスが再編、路線本数等について詳細に検討をしておられますが、町といたしましても、先ほど述べました考え方を十分踏まえまして、路線再編について岐阜バスに強く要望し、協議を進めているところでございます。

また、十月上旬には、岐阜バスと北方町を初めといたしまして、岐阜市、本巣市、大野町など関係市町との路線再編に向けた広域的な協議を行うことも予定しております。それらの状況を踏まえまして、各種団体や利用者で本年度立ち上げました北方町地域公共交通協議会とともに連携を図りまして、来年四月には町民にとってより利便性が高いバスターミナルの運用を開始できるように、適切な路線再編に向けて努力を進めていきたいと考えております。また、パーク・アンド・バスライド、サイクル・アンド・バスライドの位置づけ、運用についての質問ですが、ターミナル利用者の利便を図るためには、駐車場、駐輪場の施設整備は利用者の増加にも大変効果があると考えられますので、重要な施設でございます。

現在、自転車につきましては、ターミナル内に四十台ほどの駐輪場を設ける予定で進めておるところでございますが、しかしながら、駐車場につきましては、県からの借地面積から見ても大変狭隘でございます。場内に設置することは困難でありますので、当面は現在の役場前の駐車場を利用させていただくことを考えております。

今後の利用状況等を見まして、駐車場の施設の必要性については検討していきたいと考えておりますので、よろしく願います。以上でございます。

一、二番 安藤浩孝君 今、十月上旬に関係市町との協議をするんだと、それから地域公共交通会議等の意見を踏まえて要望等するんだという話であります。これ僕の記憶では、国土交通省の場合、六カ月以内に路線の変更が必要だというふうに聞いておりますが、タイムリミットにはもう十月の頭に国交省に届け出がないと、路線変更とか、それからバス停の廃止だとか、そういったことが

できないような僕は記憶をしておりましたが、その辺は十分に合うんでしょうね。

それもお聞きしたいですし、それから自転車のサイクル・アンド・バスライド、これは四十台ということで結構なんです。自動車は役場前の駐車場ということですので、あえて役場に何かそういうようなマークをつけるのか、そういうような考えはあるんですか。いつも数台ぐらいスペースで、ちよつとエコの漫画を書くとか、車で来てここからバスですよというように案内をされるのか、それもお聞きしたいと思います。

それと、十月上旬に関係市町、それから岐阜バス等の話し合いで路線が決まるんですね、これ確か。決まってしまうえば、公共交通会議とか、そういったような意見集約をいっやって、いつ要望できるんですか、それをお聞きます。

一、総務課長 実は、事業者でございます岐阜バスの方から、我々もかねてから要望しておりましたので、早急に会議をするというところで、十月の本当に上旬、十月一日から七日までぐらいの間に会議を開催するという旨、内々では話をしておりますが、そこで最終決定では私はないと思っております。その状況もまた早急に御報告をいたしたいと思っております。

それから、役場前の仮といいますか、駐車場でございますが、議員が御指摘のとおり、何らかの案内、看板等、設置できればなあというふうには考えておりますが、まだこの辺についても御相談させていただきます。よろしく願います。

一、二番 安藤浩孝君 今御答弁いただきました。やっぱり決まっちゃった話をそういった会議のところ、こうこうですよという報告だと、会議の意味がないんですよね。ですから、僕は早目

早目に、皆さん利用者の声というんですか、そういったものを集約して反映させていただきたいというふうに私は思います。

それでは次の最後にします。

続きまして、町立図書館に併設をされております歴史資料展示室の現状とあり方についてお尋ねをいたします。

昭和六十三年七月二日に、町立図書館と歴史資料展示室が開館をされました。生涯学習と文化の拠点と位置づけ、目標の一つに、資料室の効果的な経営を考え、歴史資料の収集に努めること、ともに保存し、展観のための催しをするということ掲げ、今日まで町民への歴史・文化の発信の殿堂として確かな役割を果たしてまいりました。

開館一周年の平成元年七月一日から十月十三日まで、第一回特別展として、「生活百年のあゆみ展」が開催されました。それは、明治、大正、昭和時代の昔懐かしい生活用品の展示で、当時の暮らしがかいま見え、私たちの心のふるさとの原風景がよみがえったものであります。特別展はこの第一回を皮切りに、平成十九年第十八回「美濃派俳諧と北方の俳人 芭蕉の俳諧を受け継ぐものたち」を最後に開催をされております。

町制施行百年の節目では「生活百年のあゆみ展」、平成十年の「百十年のあゆみ展」、平成十六年は「写真で見る北方町百十五年のあゆみ展」等、節目節目には必ず特別企画展が開催をされておりましたが、去年の町制施行百二十周年事業には、残念ながら開催をされませんでした。

メインテーマ「未来・創造 みんなでつくる北方町」と題し、一年間を通して華々しくさまざまな記念事業を開催されましたが、町の歴史資料を直接手に触れ、目に触れて百二十年の足跡、におい、百二十年の風を町民に感じていただけた企画がなかったこと

が残念であります。今後、歴史資料展示室での特別企画展開催の考えはありますでしょうか、お聞きをしたいと思います。

次に、展示室の常設展についてお尋ねをいたします。

常設展の入り口を入りますと、電車の開通と商業の発展、北方の俳諧、豪商渡辺家、門前町のにぎわい、江戸・明治の産業、災害、戸田氏、安藤氏、陣屋、円鏡寺、高野山、濃尾大震災などと多事雑多の展示方法で、歴史の流れ、展示の意図するものが見えてまいります。

入り口近くの北方町の大年表に目をやりますと、二〇〇三年四月一日、北方中学校施設建てかえ工事完成と記され、以後、年表は空白であります。岐阜市等との合併住民投票条例可決並びに投票結果、岐北軽便鉄道開業から九十年の歴史を閉じた揖斐線、生涯学習センターきらりのオープン、リサイクルセンター稼働と、北方町の歴史はとめどもなく刻まれておりますが、歴史資料室の大時計は六年間針をとめたままであります。また、産業の推移、人口の推移は、十四年前の平成七年のデータでとまっております。町の空撮写真も旧長谷川団地の四階建てや二階建てのアパートが林立をしております。

このように、町内外の人に北方の歴史、今の北方を知ってもらう施設としては余りにもお粗末で、資料室の運営に力が入っていないように思います。

再度、再構築をされて運営されるのか、閉鎖をして図書館としての機能をふやされるのか、お聞きいたします。

一、教育長 お答えをする前に、一言お礼を申し上げたいとお思います。歴史資料展示室の運営につきましては、当町に歴史資料を扱うことのできる専門職員がおりませんので、何かにつけて文化財保護協会の皆様方の御協力を得て現在進めているという現状

でございます。大変お力添えをいただいておりますことに、まずもって厚くお礼を申し上げます、このように思っております。

二点御質問がございましたが、まず一点目の特別展の運営につきましてでございます。

結論を先に申し上げますと、現時点では必要に応じて開催するという方針に基づいて進めております。と申しますのは、議員御指摘のとおり、昭和六十三年七月に開館して以来、毎年一回、延べ十七回になると思いますが、十六年までこの企画展を行ってまいりました。その都度、文化財保護協会の皆様方のお力添えによってこの企画展が開催されてきている、私はそのように理解をしております。

ところが、平成十六年から十七年にかけて、町の行財政改革問題特別委員会で、大変財政が逼迫してきているという状況や、あるいは費用対効果の問題、あるいは図書館の正規職員の減の問題、いろいろございまして現在の方式に変わったわけでございます。現在の方式で、実は二年後の平成十九年には、文化財保護協会の皆様方と協議をいたしまして、美濃派俳諧と北方の俳人」という特別展を開催したということでございます。

現在のところ、今後もこうした文化財保護協会の皆様方と協議をしながら、必要に応じて開催をしてみたい、このように考えております。

次に二点目の常設展でございます。

大変御心配をかけておりますし、私どももいたしましたし、どうしたらいいかということについて大変苦慮しているところでございます。

現在の方式をとっておりますのは、同じく六十三年の開館時に、展示の方法がどうあったらいいかということで、専門にしている

業者、これはセイメイ社という業者でございますが、そこに依頼をいたしました、北方町の歴史・文化が象徴される展示の方法はどうあったらいいかということを考えていただきまして、その展示方法に基づいて現在も展示をしているというのが現状でございます。

ところが、どういう資料がどの程度どのようにあるのかということについて、十分台帳及び寄贈されているいろんな文化財等について、きちっとした整理、あるいは確認というのが今後必要であろうというふうに考えております。こうしたことをきちっとしながら、やはり先ほど御指摘のとおり、文化がいっぱいある本町でございますから、それをどういうふうに表示していくのか、あるいは保管をしていくのか、こういうことについて今後十分検討していく必要があるだろう、このように考えております。

この点につきましては、私どももいたしましたし、文化財保護協会の皆様方のお知恵をおかりしながら再度整備を図っていきたく、このように考えております。以上でございます。

二、二番 安藤浩孝君 御答弁いただきました。細かいことの話は私させてくださいですね。歴史が全然つけ加えてあらへんと、その辺はどうなんですか。これからもあれはつけ加えられん予定ですか。ずうっとあのまま真っ白けの状態でやられるのか、それをお聞きしたいです。

一、教育長 御指摘のとおり、年表でいいますと、実はこの年表も一五五四年からのスタートになっておりますね。私ども、調べてみますと、こちらの本にも載っておりますけれども、この年表を見ますと、実は古墳時代からの北方の歴史が示されております。こういうことも勘案しながら、年表ということは、先ほどおっしゃったとおり歴史を刻んでいくものでございますから、全面的に見

直しをかけていきたいと。

例えば、入り口の左側にあります写真も、実はたしかまだヤナゲンが写っている写真ではなかったかなあと。だから六十三年前の写真であるというふうに思っておりますが、毎年税務課の方で航空写真を撮っておりますから、そういう写真も含めて総合的に見直しをかけていきたいという思いは持っておりますけれども、いずれにしましても担当する職員というものが限られておりますので、そういうことも含めまして、再整備を図っていくというような立場に立って今後検討してまいりたい、このように考えております。以上です。

一、二番 安藤浩孝君 何も難しい話をしているわけではありませんので、別につけ加えるぐらいつけ加えられると思うんですけどね。ぜひやっていただきたいと思います。

実は、この七月十七日金曜日、岐阜新聞に岐南町で町民らが利用促進立案ということで、町民参加型の使いやすい図書館ということでワークショップを立ち上げてやっておるといふニュースが出ていましたので、図書館の方も運営審議会とかいろいろありますので、民間のお力だとか、そういうものを含めまして、資料館をどうされるのかということですね。

それで、資料館は今後とも続けられるんですか、やめられるんですか、それをちょっとまた。

一、教育長 続けていきたいという方針を持っております。

一、二番 安藤浩孝君 それなら、充実して、今の北方町に皆さん行っても、こういう北方というのがあるんだなというのがわかりやすい資料館づくりをしていただきたいというふうに思います。

それでは、一般質問を終わります。

一、議長 次に、日比玲子君。

一、九番 日比玲子君 では、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

まず初めに、新型インフルエンザについてであります。

これは四月にメキシコで確認をされました新型のインフルエンザ、豚に由来をするインフルエンザウイルスに人が感染をしたというもので、ほとんどの人が免疫を持っていないと言われております。そして、流行をとめることさえ難しいとも言われているわけですが、日本においてはこのインフルエンザの流行は、この九月末から十月がピークを迎えると言われております。

このインフルエンザの症状は、潜伏期間は大体一日から四日、最長で七日、季節性のインフルエンザと同じような症状で、発熱や頭痛、せき、のどの痛み、鼻水、筋肉痛、また嘔吐や下痢など、消化器の症状が出ると言われています。重症化して亡くなる人もあるわけですが、まずこれを予防するためには、手洗いやうがい、せきやくしゃみの出るときはマスクを使用した方がよいと言われております。

そこで、インフルエンザにかかりやすい年齢は、大体五歳から九歳で二一・八%、十歳から十四歳では一九・六%、十五歳から十九歳は一六%、二十から二十九歳は大体一四・五%、こうした統計から見ますと、いかに若い子供たち、就学前から中学校卒業、高校生までかかりやすいという実態が出ております。

そこで厚生労働省は、通常のインフルエンザの二倍程度こうしたインフルエンザにかかるのではないかとということで、国民全体の二〇%、約二千五百万人が発症すると推計をしております。これを北方町に当てはめてみますと、一万八千人として三千六百人ぐらいになります。

きょうの新聞では、全国の中で死亡者は十九人亡くなったと言

われています。そしてまた、きょうの中日新聞でも、県や県医師会などが全国に先駆けてこの流行症状を把握して、システムを運用する報道がなされているわけです。北方町においても、広報などでもちよこちよこ話がなされているわけですが、やっぱりきちっと皆さんにお知らせをしていく、啓発をしていくことが必要ではないかと思っています。ぜひそういうことをやっていただきたいと思っています。

そして、小学校の問題ですが、北方小学校で以前、これは早い段階でありましたが、一人患者が出て、学校閉鎖をいたしました。また運動会は、今度は学級閉鎖ということで、十月十日に行われることになりました。

児童や生徒の中で生命を落とすようなことがあっては絶対ならないと思います。学級閉鎖になったときに、家にいずに、まちやショッピングセンターに出かける子供たちもいるそうであります。学校からいろんな便りが出されていますが、家庭と学校と地域が力を合わせていくことだと思えますが、教育委員会としては、このインフルエンザ対策をどうなされるのか。

新聞報道によりますと、文科省はこのインフルエンザ対策に対する冊子をつくって、二年後ということになっているそうではありますが、これではもう間に合わないと思いますので、毎時刻一刻と新型インフルエンザの状況は変わりますので、ぜひ早目に手を打っていただきたいと思っています。

そして次は、基礎的疾患、妊婦さんの啓発についてであります。基礎的疾患とは、ぜんそくなどの慢性疾患であるとか、あるいは心疾患、糖尿病、免疫不全などです。基礎疾患や妊婦さんは、このインフルエンザにかかれば重症化しやすいと言われているわけです。北方町の国保の二〇〇七年五月のときに調べていただき

ましたが、糖尿で医者にかかっている人は三百九十人、ぜんそくが八十五人、腎不全などで三百七十八人、妊婦さんで、これはちょっと難しいんですけど年二百人ぐらいということでありました。こういう方々に対して、病院などで来院されたときなどに、重症化するかインフルエンザについての話をしてほしいと思いますし、町としてもこういう健診などのときにはぜひとも話をしたいだいて、チラシなどを配布してほしいと思います。

次は、経済的理由で接種困難な人への助成についてであります。ワクチン接種の優先順位が決められているわけですが、最優先として、一番目には医療の従事者、二番目が妊婦さんであるとか、持病がある人、三番目には一歳から就学前の子供、四番目として一歳未満の子供の両親、次は優先として小・中・高校生と高齢者になっていきます。治療薬としては、抗インフルエンザ薬のタミフル、リレンザの投与。二回接種するそうありますが、大体これが六千円から八千円だと言われています。最優先や優先に属する人は、一体どのくらいの数字になるのでしょうか。今、北方町においては、高齢者の方にインフルエンザの予防接種の助成として二千元しているわけがありますが、こういった基礎的疾患を持っている人、妊婦さんなどに助成していただくことを考えていただきたいと思いますが、それについてはどうでしょうか。

一、町長 それでは、私の方にいただきました質問について御答弁をさせていただきます。残余は担当の課長にそれぞれ

まず、新型インフルエンザの助成についてどうするかというお話でございました。

これは現在、千五百円本人負担ということでお願いをしておるわけですが、議員がおっしゃいますように、経済的にこ

の新型インフルエンザの予防接種が困難ということがもしあるとすれば、これは予防接種だけの問題ではなしに、千五百円の負担ができないということになりますと、相当経済的に厳しい生活をなさっていらっしゃる個人か家庭かということになるわけでございます。むしろ人道的に放置できない経済状況で生活をしていらっしゃるということになるわけでございますから、むしろ予防接種をどうするかよりも、その人たちの生活をどう守るかという方策を考える必要があるのではないかというふうに思っておるわけでございます。

今お話がございましたように、六千円か八千円かかかる中で千五百円を個人負担していただく制度で、私は事足りておるんじゃないか、その程度の御負担をいただくのは、自分の健康と命を守るための最小限御負担をいただくことについては、妥当な施策を今講じておるんじゃないかと思っておるわけでございます。そのほかに特別な事情があつて予防接種が受けられないということになれば、今申し上げましたような観点から、ほかの方面から、個人の生活をどう守っていくかという方面からの施策の方が大事であつて、一つの予防接種をどうするかという問題とは別問題ではないかというふうに思っておるわけでございます。予防接種に関して申し上げます、現在の千五百円が個人負担になっておる政策で十分なのではないかというふうに思っておるところでございます。

一、教育長 新型インフルエンザに対する学校の対策につきまして、お答えをさせていただきます。

学校というのは集団で生活しておりますから、一人の発症者が出ますと瞬く間に感染者が広がっていくという危険性がありますので、教育委員会といたしましても、菌を持ち込まないために幾

つかの対策を各学校にお願いをしているところでございます。といて、特別な対策があるわけではございません。国・県から指示をいただいております手洗い、うがいの敢行、あるいは必要に応じたマスクの着用等、予防措置にのっとりまして各学校では玄関などには消毒薬なども置いておりますけれども、こうした取り組みを進めているところでございます。

また、保護者に対しましても、教育委員会の方で作成いたしました家庭における予防措置に関するチラシをそれぞれの家庭に配布して予防、防疫に努めていただくということで、その啓発を図っているところでございます。

万一患者が発生した場合の対応でございますけれども、国や県の指針に基づきまして、その拡大防止に努めることにしております。

一つの例を挙げておきますと、例えば家族に感染者、発症者が出た場合には、その家庭の児童・生徒の出席を見合わせる、そうした措置、これは出席停止という措置でございますけれども、講じることも含めて考えているところでございます。こうしてできるだけ広がらない、あるいは防疫に努めると、こういうことに取り組んでおります。

なお、二学期に入りまして、南小学校六年生の二学級、それから北方小学校五年生の一学級、計二学級が一週間の学級閉鎖になりましたけれども、現在のところそれ以上の感染の広がりはございません。以上でございます。

一、福祉健康課長 お尋ねの新型インフルエンザの町民への啓発でございますけれども、御存じのように、メキシコを発症地として世界に広まりつつありました新型インフルエンザが、いよいよ日本国内において発症者が出たとの発表を受け、庁内で新型インフル

エンザ対策本部を設置しまして、五月一日発行の広報に間に合わせ、全世帯に注意を促すチラシを作成し、お配りさせていただきました。あわせて、町有全施設の手洗い場には液体石けんを設置し、手洗いの励行、うがい、マスクで予防を呼びかける張り紙を備えてきたところでございます。

その後、七月十五日には、北方小学校児童が町内で初めて感染いたしました。翌日より休校の措置がとられることになり、翌日付で再度町内全戸配布のチラシをお配りさせていただきました。注意喚起を行ったところでございます。同時に、町のホームページにも北方町新型コロナウイルス対策本部長メッセージを掲載しまして、感染時の対処、うがい、手洗い、マスクの使用等について御説明をさせていただきました。また、町広報の今月九月号にも発症時の対処について掲載をさせていただいております。

いずれにしろ、これは北方町だけでなく全国的な問題でございます。まして、いろいろなメディアを通じて、個人個人の認識により感染を防ぐ手だてをとっていただくことが一番大切かと思っております。また、町内で集団感染や発症のおそれがあるときは、県や専門機関並びに医療機関とも連携を密にし、速やかなる対応を図ってきたいと考えております。

また、感染した場合重篤化しやすい基礎疾患を持った方、妊婦等への啓発につきましては、接種機関名が間もなく発表されることから、それを待って広報または各種健診等の機会をとらえましてお知らせしていきたいと考えております。以上でございます。

一、町長 大変失礼しました。ちょっと答弁漏れがございまして、議員の通告書に基づいて答弁をさせていただきまして、財政、経済的に困難な人の助成をどうするかという通告でございましたのでその旨の答弁をさせていただきましたが、今御質問の中で、妊婦

の対応をどうするかという御質問も入っておるようでございまして、その点について答弁漏れをいたしましたので、おわびをして改めて答弁をさせていただきたいと思っております。

御承知のように、優先的に妊婦への予防接種は行われるわけでございますが、今政府がそのことについて具体的にどうするかという方針を提示しておりません。恐らくその中では助成の問題も当然出てくると思いますが、それをよく踏まえて、町ではどの程度の援助ができるかということを検討したいと思っております。

前段のお話は、六十五歳以上の方の予防接種の援助のお話をいたして答弁をさせていただいたわけですが、妊婦については、政府の方針が具体的に決まってから町としての対応を決めさせていただきます。そういうふうにさせていただきますかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。大変失礼しました。

一、九番 日比玲子君 町長に答弁をいただきましたけれども、今やっているインフルエンザの助成は六十五歳以上の高齢者ですよね。実際、今度の豚に関するインフルエンザに関しては、若い子供たちが多くと。そしてそのほかにも基礎的な疾患を持っている人が重篤化しやすいということですので、その辺で北方町のこの状況を見たときに、病院にかかったり大変な人がいるわけですので、その辺の助成に対して、今六十五歳以上をやっているけれども、それと同じように基礎的な疾患を持っている人でも千五百円助成してくれるふうにとってもいいのかわるか。

それから、そういう人たちが他の方策で守っていくと言われているんですけど、じゃあどういいう政策があるのか、その辺もしおわかりでしたらお尋ねします。

一、町長 しっかりとここは区別をして答弁しなければいけなかったわけですが、今、議員御指摘のとおり、私は六十五歳以

上の方の対応について答弁をさせていただいたわけでございます。

この新型インフルエンザにつきましては、やっぱり同じような問題が出てまいります。六十五歳以上だけでは対応ができないわけでございますし、お話のように子供たちを中心にして予防接種の順位も政府として決めておるようなわけでございますから、何らかの手だてはしなければならぬというふうには思っております。それが千五百円で対応できるかどうか、そういうことも含めて、もう少し予防接種の方法が、そして国がどの程度別に援助をする計画を立てるかどうかを含めて検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、できるだけ住民の皆さん方が負担増にならないような方向で検討をさせていただくということを申し上げておきたいと思えます。

それからもう一つ、生活上の問題ですね、経済的な。これはやはり政府の問題なども含めて対応しなければならぬのではないかと、こういう実態ならですね。そういう状況ではないかということ、一つ予防接種だけを対応してみてもいかにではないかという趣旨で申し上げたところでございます。

一、九番 日比玲子君 町長が答弁をいただいたわけですが、政府とかいろんな絡み、セーフティーネットについていろいろあるわけですが、北方町の、ここで言っているのかどうかわかりませんが、ある職員が、年金よりも生活保護の方が一応北方町は上といったら、十何万いただけるんやね。僕たちは何十年も掛けてきたのに、四十年掛けてわずか六万六千円ですよ、国民年金の平均は。生活保護は十何万もらうと。その辺でいって生活保護をくださいと言ったら、ある職員が、北方町では今五十人ぐらいいただいているわけですので、これ以上数をふやしたくないということ、加野団地の地図を渡して岐阜市へ行けと。それは全国

的ないろんな流れの中であるわけですけど、やっぱりそういうことはいかんと思いますので、それは絶対に注意をしてほしいと思います。

次に移ります。次は妊婦健診についてであります。

妊婦健診は、母親が赤ちゃんが健康で出産できるように、妊娠の週数に応じて必要な検査を受ける制度であります。妊娠、出産については、病気ではないとの理由で健康保険の適用はありません。分娩費や入院費のみで、妊婦健診の費用でもごく一部を除いて自己負担でした。母体や胎児に異常があれば、定期健診以外でもお医者さんに見てもらふことになり、さらにお金はかさみます。この妊婦健診は、かつて二回分の無料券が母子手帳に添付されていたそうであります。そして、九七年に母子保健法が改正をされて、国の負担としていた二回分は九八年から地方交付税として一般財源化されたそうであります。そして、実施の主体は市町村になりました。その結果、後退したところや前進した地域が生まれました。

そこで、厚生労働省が〇七年の一月に出した通知「妊婦健診の公費負担の望ましいあり方について」には、次のように書かれています。それは、近年、高齢、ストレスなどを抱える妊婦がふえる傾向にあるとともに、就業などの理由により健診を受けない妊婦も見られる。少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減が求められており、妊娠、出産に係る経済的不安を軽減し、その後あるんですが、公費負担の十四回程度が望ましいとしていきます。

妊婦さんの中にあつては、お金がないために健診を一回も受けないとか、飛び込み出産、あるいはまた病院の受け入れ拒否で、この間でしたか、死亡事故などがあり、社会問題になりました。

だれもが安心して妊娠して出産をしたい、妊婦健診は無料にとの声が全国に広がりました。そして、そういうことを受けて十四回は北方町でも実施をされています。

ところが、七月三日付の中日新聞によりますと、県内の市町村ではばらつきがあることが報道されました。全国平均は八万五千七百五十九円、県平均は七万八千七百七円、県内の飛騨市が十一万一千七百五十円でトップです。北方町は、岐阜市など最低の七万円でした。国はきちんと十四回分無料でやれるようにと手当てをしているのであります。北方町のこの四万三千元は一体どこに行ったのでしょうか。きちんと私は安心して子供を産むためにも手当てをしてあげる、無料健診を十四回はいいんだけれども、余分にお金がかかるわけですよね。そういう実費をなるべくなくして、少子・高齢化のためにやっていただきたいと思えますので、その手当ては一体どこに行ったのか。

これは今の段階で、民主党が政権をとりましたが、時限立法になっているわけですので、北方町として、今後の動向があるわけですけど、どうされようとしているのか。私としてはやっぱり十四回を無料で続けてほしいなという思いがありますので、町の考え方を願いたいと思えます。

一、町長 今、議員からお話がありましたように、年十四回健診をするわけでございます。私どもの町も、御承知のとおり、基本健診に限っておりますけれども、十四回させていただいておるわけでございます。したがって、おっしゃるとおり、議員の言葉でいうと最低の七万円ということになるわけでございますね。

今、県下、御承知かと思えますけれども、市町村で公費負担の状況は、北方町と同じ七万円いたしておる市町が八つ、それから七万五千三百円が一番多くて二十三市町村で負担をしておるわけ

でございます。そのほかは、八万六百元が四つの市町村、八万四千四百九十円と九万六千五百円がそれぞれ一つずつの市町でございます。九万二千二百円が二市町、それから十万八千二百円が二市町でございます。お話のとおり県下で最高は十一万一千七百五十円が一市でございます。平均が七万八千七百七円ということになっておるわけでございます。

残りの質問は、四万三千元ですか、どこへ行ったというお話でございます。これは別に埋蔵金にしておるわけでも、どこかに横流ししておるわけでもなくて、基本健診だけを北方町の場合はやっておりますから、この分だけの補助を国からいただくというシステムでございますので、それを四万三千元値切ったから四万三千元国から来てどこかへ運用をしておるといふ事実はないわけでございます。かかっておるだけの補助金をいただいております。かかろうに御理解をいただけたらありがたいなというふうに思っております。

それから、基本健診のいろんな血液検査とか子宮がんの検診とか、いろいろプラスチックアルファしてそれぞれの病気がかかる、それが十二万何ぼになるわけですけども、それぞれの市町でそれぞれの工夫をされておるわけですけども、どうもこの七万円の経過をお聞きいたしますと、当時、近隣市町の動きを確認して七万円を決めたということのようございまして、近隣市町とのつり合いを考えた結論ではなかったかと思っております。ちなみに近隣では、本巢市が少し高いですけども、瑞穂市も岐阜市も七万円ということになっておるわけですから、その辺の、手法がいい悪いは別に、均衡も考えて七万円というものが定められたというふう聞いておるわけでございます。

そこで、県下で八つしかない市町の最低ラインの北方町は実行

をしておるわけでございますが、お話がございましたように、政権もかわりまして、私不勉強でございますが、民主党なんかは出産の費用なんかも全額国で見ようじゃないかというようなマニフェストがあるようでございまして、だんだんと子育ての応援に国の政策のシフトも変わってきておる状況でございますから、それに期待をしておるわけでございます。

しかし、これは時限立法で二十二年まででございますから、それ以降どうするかという問題は、先ほど申し上げましたように、やっぱり国との政策の整合性というものが大変重要になってまいりますので、その点を十分考慮に入れて、よその市町に遜色のないような援助をするようにいたしたいというふうに思っております。

ただ、ちょっとこういう経済状況でございますから、後ほど御審議をいただくわけでございますけれども、北方町の決算状況を見ましても、非常に財政運営が厳しくなっております。財政が硬直化をいたしております。その中でも、特に民生費関係、福祉の関係の方の支出がふえてきておるわけでございます。あわせて、今、県が五百億ぐらい毎年足らるので、行政改革でそれを何とか補ってんして財政建て直しをしようということで、アクションプランというのをせんだって発表いたしました。

それを見ておりますと、行革ということで、施設とか外郭団体とか、いろんなコンピューターなんかのシステムを見直すというようなことで、約百九十三億円、そして各市町村にいろいろな補助金をおろしておりますけれども、これを大体半分削って三百十三億円捻出しようということになっております。

この情報を聞きましたから、各課の課長さんにお願いをして、この県の方針をそのまま通すと、北方町ではどの程度の影響が出

るか調べてくれということをお願いいたしました。せんだってその結論が出たわけでございますが、約四千八百万余りが北方町が影響を受けると。そのうち、福祉の関係ですと二千八百五十万余りが削減をされることになるわけでございます。こういう問題が出てまいりますと、こういう小さな町の小さな財政では、そちらの方の心配もしなければならなくなってくるわけでございます。まして、できるだけ私は、福祉は同じ日本において、その住む地域によって格差があるのはいかかと思えますから、国ができるだけの面倒を見て、各地方自治体がさらにそれに上積みをして出すというシステムというのは、高度成長期はよかったかもしれませんが、今日の財政状況下の社会には合わないのではないかと。

県がどういう方針をこれから最終的にお決めになるか知りませんが、こういような厳しい財政環境の中で、北方町が長期的な財政展望を持ってしっかりとしていく、かじ取りを間違わないようにさせていただきたいというふうに思っております。でございます。とりわけ今議員が御指摘をいただいておりますような、子育てとか妊婦の問題については、極めて重要なことでございます。いますけれども、お気持ちは私は共有いたしますけれども、財政を預かっておりますと、なかなか御指摘をいただくようなことに、はいよろしいというような状況にないという財政、経済事情も十分御理解をいただいて、御協力をいただきたいと思います。思っております。でございます。

一、九番 日比玲子君 町長に答弁いただきましたけど、その最低の七万円は来年度も変わらないというふうにとってもいいんですね。県がお金がないから。

一、町長 七万円については、検討させていただきたいと率直に思っ

ております。やっぱり一番最低のレベルの八市町村の中に北方町があるというのはいかがと思ひまして、ただし、今申し上げますような経済見通しでございませうから、これ時限立法で終わりますから、二十二年で。その後どうするかというふうになると、全額町がしよい込むということになると、一方で今話したような事情もあるわけですから、これは慎重にやらないと、時限立法で終わりましたから翌年、二十三年からはなしですということができるかどうかですね。こういう難しい問題がありますので、そういうことを含めて検討させていただきたいというふうに御理解いただきたい。

一、九番 日比玲子君 ありがとうございます。では、そういう方向でお願いしたいと思います。

次は、地球温暖化についてであります。

冊子を配っていただきたいと思ひますので、願ひします。

では、地球温暖化について質問をさせていただきますと思ひます。これは世界的なこと、大変な問題があるわけですけど、そのごくごく一部について質問をしたいと思ひます。

二十三日、アメリカに鳩山総理大臣が行きました。そこで、日本が温室効果ガスの排出量を一九九〇年比で二十年末までに二五%削減することを表明いたしました。この問題についても、京都議定書のあたりから地球温暖化についていろいろ言われるようになりました。今、十八世紀の後半、あのととき産業革命が起きたわけですが、その時点から今〇・七度C気温が上昇していると言われているわけでありませう。

今、世界のあちこちで地球の温暖化の兆候があらわれているわけです。この冊子の方が一番詳しくわかると思ひますので、後で読んでいただきたいと思います。氷河が解け出すとか、海水

の膨張で海面の上昇、よく言われているのはツバルの国がなくなってしまうのではないかと。それから、巨大ハリケーンであるとか集中豪雨、最近では兵庫県の佐用町の集中豪雨などにも明らかになりました。私たちの周りからこうした地球温暖化がじわじわと迫ってきているのが現実ではないかと思ひます。

そこで環境省は、温暖化の対応策をまとめて、以下のようなものを発表いたしました。気温が上昇することによって、農業や健康など幅広い分野で影響が広がると指摘をしております。

まず一つは、これは題目だけですが、食料の安定確保、二番目は水資源の有効利用、三番目は自然生態系の保全、その次が洪水などの災害対策、そして熱中症や、今言いました感染症対策、国民生活、途上国の支援、この七分野にわたって分析を示しました。

CO₂を出しているのは、産業界は約八割、家庭の中では二割と言われています。県においても、地球温暖化対策として、県民協働でどんなことをするのかということをお知らせしています。

これはインターネットにありますので、ぜひお読みいただきたいと思ひます。その中から、「マイはし」の協賛店をつくるのか、レジ袋有料化、これは北方町でもやりました。それから、チェーンジマイライフ・カレンダーとか、毎日毎日どういうことを家庭の中でやっていくかという問題です。それから、地球温暖化防止の三十一の取り組みなど、この県が出している「岐阜県まるごと環境パビリオン」というのは本当によく書かれているわけですが、そういったことから、私たち町民としてこの地球温暖化を、どうすることに気をつけていかなければいけないかということがわかるような気がします。

そして県の中では、環境について、来てくださいますと

講座をしてあげるとか書いてありますので、今お配りしたパンフでもとてもよく理解できるのではないかと思いますので、そうしたものを、広報でもいろいろ書かれていますけれども、配付をするとか、県の出前講座を受けるとか、講演会をするとか、政権もかわったことですので、北方町のこの狭い地域から地球温暖化防止を発信していくこともとても大事ではないかと思っています。

そして、ガガーリンさんが月に行ったときに、地球は青かった」と言いましたので、その青い地球を私たちの世代、子供たちに残してやるためにまずどうすることかということではないかと思えます。そのためには、まず啓発をするということではないかと思っています。

次は、学校給食についてであります。

学校給食法ができて五十五年経過をいたしました。自校方式からセンター方式へ徐々に変わってきました。日本の食料自給率はカロリーベースで三九%、中国のギョウザ事件などを受けて一%上がって四〇%になりました。私たちの食べる六〇%は外国産になります。この「環境家族」という中にもあると思いますが、日本は世界のあちこちから食料を集めてきておるといことで、船なんかで運ぶとそのフードマイレージという輸送距離ですね、先進国の中では一番多いということになっているわけです。そういうことを考えたときに、食育基本法、今までの中でこういった基本法が二〇〇五年にできたそうでありますが、国の食育推進計画での基本方針では二〇一〇年まで、来年度までに学校給食における地場産を三〇%以上にすることを数値目標としているそうでありますので、北方町の給食でも努力をされているわけでありますが、私はこういう地球温暖化の考えからいったら、やっぱりフードマイレージというのをなるべく少なくして、北方町でとれる、

あるいはまたこの近隣でとれるタマネギであるとか、そういった野菜、あるいは富有柿とかイチゴとか、そういうものをなるべく取り入れた給食にしていきたいと思えます。そうすれば、フードマイレージのわずかですけれども、少しは減らしていくことができるのではないかと思います。

では、答弁してください。お願いします。

一、教育長 地球温暖化防止のための学校給食にかかわります地産地消の進めについての御質問であったかというふうに思っております。

地産地消につきましては、現在も進めておるところでございますけれども、温暖化防止という立場からも考慮しながら、現在学校給食のあり方について検討をしなければならぬと思っておりますことについて、二点申し上げておきたいというふうに思っております。

一つは、北方町の食材を使った給食の日、いわゆる「ふるさと給食の日」を設けるなどして、できるだけCO₂を排出しない、あるいは地産地消、地場産業の発展に役立つ給食にしていきたい、そういう思いを持っております。現在も町内産の富有柿などを必要に応じて給食に提供しておりますけれども、それを一歩進めて町内で賄える野菜類、根菜類をふんだんに使った「ふるさと給食の日」を設けることができないうかどうかを検討しております。

これは一つ課題がございますして、どういった農産物を生産されているのか、どれだけの量なのか、こういうことを十分調べて、給食の食材として提供できるのかどうかということを検討する必要がありますから、都市環境農政課と協議しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

もう一点は、もっと積極的な考え方なのでございますけれども、給食センターと町内の生産者が連携して、給食で使用する根菜類を意図的に、計画的に生産をしていただけるかどうかという試みも今考えております。

これは農業に従事される方々の全面的な協力が要りますし、耕作面積、作付面積にも大きくかかわってまいりますので、これもそうした協力が得られて学校給食に提供できる、豆類などはできるかなあと思ったりもしておるんですけれども、これもやはり農政課と連携をとりながら、地域の農業生産者の方々と協力をして、一遍検討をしてみたいというふうに考えております。

いずれにしても、今日的な大きな課題となっておりますので、私どもとしても今後望ましいあり方については検討してまいりたいと、このように考えております。以上です。

一、九番 日比玲子君 ありがとうございます。

二番のところで言われましたけど、JAの農協とか、生産者とか、そういうのはやっぱり大事なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

そしてもう一つは、忘れていましたが、これは政府広報ということで、過日新聞の折り込みの中にされていたものであります。今言われている自動車とか、こういうのがあるわけですけれども、その中で家庭でつける太陽光発電について質問するのを忘れていましたけれども、かつて太陽光発電をつければお金を少し助成してやるということが言われて、一たん打ち切られたわけですね。またその後こういう問題が起きて、また政府としても、少しでも補助金を出そうということになっていきますけど、自動車であるとか電気製品に対してはその業者がすごく宣伝をしているわけですから、太陽光発電について、町としてはどんな考えを持って

みえるのかということについて、その分も含めて、さきの答弁とあわせてお願いします。

一、参事兼都市環境農政課長 それでは私の方からは、温暖化についての啓蒙、それから太陽光発電についての御答弁を申し上げます。

現在、北方町では地球温暖化対策として、先ほど議員もおっしゃられたとおり、県の担当課の御指導をいただきながら、輪之内町に次いでレジ袋の有料化を県下で四番目に実施しております。それは去年七月一日からということでございます。これも当然、おっしゃったとおり地球温暖化対策の一環の一例だということで、北方町は取り組んでおることでございます。

それで、おっしゃるとおり地球温暖化の原因は温室効果ガスが起因をしておること、これを削減するのが当然のことでございます。おっしゃったとおり、政府では二〇二〇年の削減目標としましては二五％を掲げております。これからも一般家庭を初め企業の方にそれらの目標について協力の要請が一層求められることが予想されるところでございます。

もう一つ、岐阜県が取りまとめております関係資料を見ますと、温室効果ガスの排出率の改善が、家庭が一番おこなうことができること、このようでございます。それで、各家庭が身近にできることからこつこつとやっていたことが一つの方法ではないかということ、現在実施されております「エコポイント製品」、こういうものの購入とか、身近な取り組みとしては、上下水道の利用の方法とか、ガス・電気、こういうものの小まめな電気等の入り切り、それから車の急発進の防止、これらをより一層真剣に取り組んでいただくことが必要ではないかというふうに思っております。

町の施設としまして、庁舎の冷暖房の温度の設定の調整とか、

昼休みの消灯、それから一部施設ですけど、太陽光発電の設備の導入、こういうものも現在取り組んでまいりましたところがございます。

今後は、毎月発行しております町の広報紙の中に「きたがた身近なエコツアー」というコーナーを設けて、連載を去年の十一月からさせていただきます。これらのコーナーをもう少し充実いたしまして、今お話しましたような身近な取り組みを御紹介しながら、啓発に努めていきたいということを考えております。

それから最後に、太陽光発電でございますけど、国の補償制度は、岐阜県では県の産業振興センターを窓口直接申請を、国の補助金については手続がやれるような状況になっておるようでございますので、詳細については、北方町を経由しませんからわかりませんが、県下の状況としまして、市町の単独助成を持っておるのは岐阜市など四市三町が制度としてお持ちのようでございます。

北方町といたしましては、以前から申し上げますように、大変厳しい財政の状況でございますので、この問題については他市町の例を見ながら、慎重に検討していきたいという考えでございますので、よろしく願います。以上でございます。

一、九番 日比玲子君 では、太陽光発電は本当に世界的、地球的問題ですので、こちよこちよやってはみえるんですけども、やっぱり目に見えた形ではなかなか難しい。一番みんなが知っているのはレジ袋の有料化で、ごみ減量もしないといけないし、おうちのプラグを抜くとか、本当に細かいことをやって、微々たるものかもしれないけど、地球を守るためにぜひ頑張ってもらいたいと思います。

次、最後になりました。国の予算の凍結についてであります。

民主党政権ということで、政権が変わり、今度十五兆円の選挙前に補正を組んだわけですけども、その見直しをするということが打ち出されているわけです。

そして、岐阜新聞によりますと、九月九日付、県はそのために四十六基金ふやしたりしたわけですけども、「四兆三千六百萬円について一部見直し、気をもむ県、毎日です」という報道をいたしました。

町においても、八月の臨時議会、そして今回もそうですが、緊急雇用創出対策事業とか女性のがんの検診補助、そうしたこともあったわけですけども、この間テレビを聞いていましたら、今度補正で出てくる学校の電子黒板もちょっと危ないんじゃないかというようなことを言っていたんですけども、私たちでもわかりませんが、国の動向を見ないと多分町長もわからないと思うんですけども、今考えられるので、この見直しについて町に対して影響が若干あるのではないかと思います、その辺についてお話を願います。

一、総務課長 それでは、日比議員の御質問にお答えいたします。

今、日比議員が質問されましたとおり、国の補正予算の凍結に伴う町の影響でございますが、現在のところ全く不透明な状況にあります。

今年度、国の補正予算を財源といたしました事業としましては、議員も御承知のとおり、まず六月の定例会でお願いしました総合体育館大規模改修工事を初めといたしまして、八月の臨時議会での緊急雇用創出特別対策事業、理科教育設備等補助事業、女性特有のがん検診事業、そして今回提案させていただいております子育て応援特別手当交付事業や、各小学校等にデジタルテレビ等を設置する学校情報通信技術環境整備事業、安心こども基金を活用

する放課後児童クラブ設置促進事業などがございます。

事業費といたしましては約二億二千万円、そのうち財源といたしましては一億八千万円を見込ませていただいております。また、ごさいますが、各事業の進捗状況ですが、今回提案させていただいております総合体育館大規模改修工事につきましては入札も終わり、今議会でお認めいただければ本契約を交わす段階まで進んでおります。既にお認めいただいた事業につきましても、順次事務を進めておる状況にあります。

私ども、いろいろな情報を見ておりますと、地方自治体への配慮はなされるとの報道もございしますが、国や県からは具体的な通知が現在何もございません。現在、スケジュールに従い粛々と事務を進めておりますが、今後、これらの対象事業について、国からの補助金の内示の動向等を十分見きわめながら対応していきたいと考えております。

ちなみに、先ほど日比議員から一部ございました、今議会でお願しております文科省の全国の小・中学校電子黒板、テレビ等ですね。この事業につきまして、一部、近々の新聞ではこのような書き方をしておりますね。交付先内示前の事業、これは募集停止などをこれから積極的に行っていききたいと。あと、交付を内示決定した事業については自主的に辞退をというようなことで、今のところ何となく、私どもの今回補正でお願いする事業については進んでいけるんじゃないかと考えておりますが、ただ政局がかわりますので、今後の動向を十分見きわめながら進めていきたいと思います。よろしくお願いたします。

一、九番 日比玲子君 国の動向もあると思えますけれども、ぜひ予算化されたのは執行していきけるように努力をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

一、議長 暫時休憩をいたします。

午前十一時二十一分 休憩

午前十一時三十三分 再開

一、議長 再開をいたします。

通告順序は戸部議員になっておりましたが、質問の時間等を考慮いたしましたので、ただいま議運を開いていただきまして、順序を変えさせていただきます。

よって、次に福井裕子君の質問を認めます。

一、五番 福井裕子君 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い二点の質問をさせていただきます。

過日、秋晴れのもと小・中学校の運動会が行われ、各学校特徴あるもので開かれておりました。校長先生のカラーが出ているのでしょうか、子供たちの競い合う様子や御父兄の方々の応援はほほ笑ましいものを感じました。また一方では、運動会に来ていても子供さんの競技を見ていない人も多いのには驚いております。

さて、八月二十一日、瑞穂市役所へ出かけた折、ちょうど子供議会があることを知り、傍聴してまいりました。瑞穂市では、穂積町のころより子供議会が毎年開催されておりまして、七回目の議会でもございました。趣旨は、一には、市議会と行政の役割や仕組みなどについて理解し、その目的や趣旨、方法も自分たちの学校での自治的な活動に生かし、よりよい学校づくりを推進する。二には、自分たちの住む瑞穂市の将来に抱く夢や、現在の課題について討議や意見交流をし、住みよいまちづくりを参画しようとする心情を育てるとされておりました。

質問の内容は、あいさつ運動の推進とか、環境問題、またバリアフリーについて、防災について等があり、心温まる経験をもと

にし、しっかりと主張し、頼もしい限りの内容でございました。多くの傍聴者で満席でございました。

そこで、北方町でも将来展望に立った教育の一環として、小・中学生による子供議会を行われますよう提案させていただきました。と思います。未来を託す子供たちの自然な表現や、ユニークな発想は、大人たちとは違って、発展への参考として生かされるのではないのでしょうか。

昨年の瑞穂市の子供議会の時きなんですが、昨年の子供たちの要望の中に実現したものがあり、紹介されました。一つでしたけれど、学校で飼育しているウサギに獣医さんの診断と専門的なアドバイスが欲しいとの間に、今年度予算をつけることができたとの報告がありました。

子供議会を傍聴して、改めて純粋に熱い思いが伝わってきて、未来を託す子供たちに私自身反省やら刺激を受けてまいりました。本当に多く学ばせていただきました。

前白木町長のとくに一度お話をしたことがあったんですが、北方町もかつてやったとき、要望ばかりで困ってしまうとのお話を聞いたことがあります。しかし、子供たちの思いに対して、イエスでもノーでもきちんと大人が答えていくことが大切ではないかと思われましたので、この提案を上げさせていただきます。お考えをお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

一、町長 子供議会の開催についてどうかというお話でございますが、お話がございましたように、以前、北方町でも開催をされておりました。ちょっと記憶を思い起こそうとしておりますが、なぜ廃止になったかというのは私の記憶から消えておりますので、何か事情があったんではないかというふうに思っております。

お話を聞きながら、私としては別にそういう御要望が学校の方からあればお受けして、少しでも教育に、どんな形にせよ貢献ができることがあればいいかなと思っておるわけでございますが、ただちょっとお話がございましたように、いろんな子供の目線での要求を出されますと、行政としても非常に答えにくかったり、期待に沿えなかつたりするという問題が恐らく数多く出てくると思うんですね。そこら辺の交通整理をまずしっかりやってもらわなければならぬのではないかといい気持ちを持っております。

それから、子供議会という形で、子供たちが議員で私どもが執行部で答弁をするという形がいいかどうか。今とっさに思いついての発想ですけれども、例えば、生徒会や児童会をこの議場でやってもらうとか、せんだってきらりホールで行われたような子供サミットをこの議場を使っていただくとか、いろいろ活用する方法はあると思いますが、私はぜひ学校の方でそういうことをしっかりと方向性を見て、子供らしさが出るためにこの議場をお使いいただくことはいいのではないかと思っております。

これは、この議場の管理はどがやるんですかね、議会がやるんなら議長さんにも御了解をいただかなきゃいけませんし、管理責任が私にあるというんなら、私は結構なことだと思っておりますけれども、そのところを煮詰めて、実現するものなら、学校の御要望や教育委員会の考え方も聞きながら、実現させることにはやぶさかではないというふうに申し上げておきたいと思えます。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。
やはり瑞穂市の方では、生徒さんが町長なり副町長なり、そういった役をつけれられて、議長もそれはすばらしい議長でした。そういった子供たち、生徒会が中心になっているかなあとは思ったんですが、そういったやり方をして行政のイロハというか、そ

れを少しでもかじれるんじゃないか、実際そういうことをやって、行政というものは成り立っていくんじゃないかというようなことをかき見たとような思いがいたしましたので、学校の方の要望を重視してお考えになっておみえですので、それはまた教育長等々に、学校の方に聞いていただきながら、やってみても価値があるんじゃないかなという思いはしました。

そしてまた子供たちに、選挙なんですが、今回衆議院選に対しても、北方町は若干なり投票率は以前よりは上がってきているように思いますが、やはり政治参加というか、そういったことに対してでも小さいときから興味を持っていくという教育が大切じゃないかなあと思いましたので、提案させていただきました。続きまして、二つ目の質問をさせていただきます。

先ほど来、日比議員が詳しく環境に対して述べてみえましたので、重複するところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

今、景気が減速して収入も目減りしているのに、暮らしに欠かれない食料品や生活用品の値上げがとまりません。毎日、スーパーに行っては驚いております。こんな状況が続けば、家計を預かる主婦なら、まず無駄な出費を家庭内から一掃すると思います。買い過ぎをやめ、照明のつけっ放しに注意し、水道の蛇口も小まめに閉め、家族全員で無駄ゼロに挑戦しながら、住宅ローンや子供の教育費など、どうしても必要な支出に支障を来すことがないように必死にやりくりするはずでございます。

民間平均給与が減少し続けている中、物価高が家計を直撃している今こそ、行政はこの庶民感覚そのままに徹底して無駄削減に取り組まなければならないと考えております。かつてない経済情勢の悪化に伴い、大幅な税の減収も重なり、二層の緊縮財政を強

いられていることは周知のところでありますが、どんなに大幅な経費節減等による予算が制定されていても、本当に無駄はないのか、また改善の余地はあるのではないかというのが多くの住民感情であると思います。官民格差や行政運営に対する町民の目線は厳しさを増しております。職員お一人お一人が緊急時であるとの緊張感を持ち、無駄削減に努力することが町民にこたえることと確信いたします。

とにかく無駄を減らし、ごみも減らさなくてはなりません。本日も、以前質問いたしました段ボールコンポスト推進について伺わせていただきます。

ピートモスともみ殻くん炭が入った段ボール箱に、台所から出る生ごみを三カ月ほど毎日入れていくと、自然界に存在する微生物が生ごみを分解し、においも少なく、かさが減り、四カ月ほどで自家製の堆肥ができて、ごみの減量で、焼却により排出される地球温暖化の原因ガスも減少し、税金の節約にもなり、自家製の堆肥で野菜も育てられ、効果いっぱい段ボールコンポストを一日も早く町民の皆様知っていただけるよう推進していただきたいので、今回、再度質問させていただきます。

ちょっと皆様に見ていただきたいんですけど、これだけの量なんです、実は私がつくったごみではなくて堆肥なんです。これが段ボールコンポストで、私がこれは約五カ月間毎日使いました。一日八百グラム程度生ごみが我が家でも出ております。八百グラム掛けるといふふうに計算しますと、ざっと百二十キロの生ごみが実にこれだけになってしまふという実験を今回やりました。

段ボールコンポストは、大垣市の婦人の方がテレビを見て知られ、二箱九州より取り寄せて、現在は何と五千個余り使用されて

いる状況だそうです。

住民お一人お一人の環境意識を高めて、生ごみ減量に参加していただけるよう、具体的に当町の計画があればお聞かせください。よろしく願います。

一、参事兼都市環境農政課長 それでは、段ボールコンポストの普及についての御質問にお答えをいたします。

今の議員からの御発言のとおり、以前からも一般質問で御意見をいただいております。北方町といたしましても、ごみの減量対策の一環として重要なものであるということで取り組んでおりますし、本年度の当初予算の中にも、無料ごみシール券の交換制度の品目の対象にということで段ボールコンポストを取り入れております。それによって普及ができないかなあとということで、努力をしておる状況でございます。

現在は、大垣市にございますNPO法人の大垣市環境市民会議が積極的に取り組んでおみえになりますので、そちらの方とも御指導をいただきながら、現在、北方町内にも一部の住民の方がこれに取り組んでおみえになるということでございます。

しかしながら、セットを搬入する業者とか、それを具体的に取り扱っていくためのいろんな知識があるアドバイザー、こういう方の育成がまだ現在北方町内では普及がされていないし、そういうための組織づくりが具体化になっていないんじゃないかなあといいことで、それが原因で、まだ北方町内にはいま一歩普及が進んでいないんじゃないかなあと考えております。

今後は、今お話ししました現行の生ごみシールの交換制度にあわせて、これらのシステムとか普及の組織づくり、こういうものに対して御支援をするよう形で、大垣市民会議との協議を重ねながら、もう少し積極的に御支援をしていきたいということ

考えておりますので、よろしく願います。以上でございます。

一、五番 福井裕子君 あまり積極的なお話じゃなかったというふうに見受けられましたが、先ほど来、日比議員も言われましたように、今回鳩山首相が国連首脳会合ということで二十三日に行われました。その折に、一九九〇年比で二〇二〇年までに二五%から四〇%の削減が必要だと多くの指導者が言及したと証明されていて、大胆な目標が設定されるんじゃないかなあと、そういうふう

に思っております。

レジ袋の有料化ということもいち早く北方町はされたわけなんですけれど、段ボールコンポストに対して、組織づくりを先にするというのも確かに大事なんですけど、まずこの段ボールコンポスト自体を知ってもらおう。そういった部分で言えば、やはり行政の方が、積極的にごみを減量していくわけですので、税金もそれ相應に、使う部分では少なくなっていくと察します。そういった部分をしますと、やはりまず最初、行政の方が主導的な立場で皆さんにアピールし、そしてまたある県ではモニター形式を取り入れながら推進をしている。もちろん、今後ごみ有料化に対しまして、こういった一つ一つの、本当にお一人お一人の家庭での努力でもってごみを少なくしていく、そういった方向性というのはこの北方町でも絶対に必要ではないかというふうに思っております。住民参加のまちづくりと言われておりますけれど、そういったことが一つ一つの皆さんが実施される、最もわかりやすく、そして成果が出るものじゃないかなあとというふうに思っておりますが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

一、参事兼都市環境農政課長 御答弁がちょっとわかりにくいようでございます。大変申しわけございません。

支援をさせていただくという形で、組織づくりも当然母体とし

て北方町の中に根づいていただかんならんところがあるわけでございます。

それで、物を支給することはいとも簡単なことでございますので、御支給することはできると思いますが、まずそれをどのような形で普及するか、どういう形で問題があつて、それをどういう形で家庭の中で取り入れていただけることが最善策であるかというようなことをアドバイスいたたく、そういう方の育成がないと、実際取り扱う方がふえていかんということが一番の問題かなあと思つておりますので、それらの方に対する普及のための支援ですね。それが段ボールコンポストの現物支給であれば、それも含めて御支援をさせていただきたいということでございますので、システムづくりと組織づくりというのは、そういう意味で御答弁を申し上げたと思つております。よろしく願ひいたします。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。

早急に、こういう問題に関しては立ち上げていただきたいなあというふうに思つておりますので、よろしく願ひいたしました。一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。一、議長 それでは、午前の一般質問をこれで終わります。午後は一時三十分から再開をいたしたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午前十一時五十三分 休憩

午後 一時三十二分 再開

一、議長 それでは再開をいたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

戸部哲哉君。

一、七番 戸部哲哉君 お許しをいただきましたので、私は席田井水

土地改良区について、四点ほど担当課長にお尋ねをいたしたいと思います。食事の後ということで眠気も増すかと思ひますけれども、おつき合ひをいただきたいと思います。よろしく御答弁をお願いいたします。

席田用水について、まず歴史をひもときますと、昔、根尾川は本巢郡曾井中島村の地より分流し、右へ流れる川を糸貫川、左へ流れる川を根尾川と称したとあります。根尾川は文殊村と舟木山の間を流れ、桑山の北を過ぎ、西郷村の間を流れ板屋川に入り、木田川に合流したということでもあります。また、根尾川は鵜飼郷より川部村を経て、一日市場と曾我屋村の間を通り、河渡村に至つていたということですが、一五三〇年に根尾川に大洪水が起り、現在の本巢市山口で根尾川が土砂で埋まつてしまい、そのために水の流れが西へと向かい、根尾川の本流が藪川筋に抜けてしまったことにより糸貫川は細流となり、根尾川筋もその後は水がれで河川としての形態が逸してしまつたさうであります。

そして現在の形態に至つてのことではありますが、このように、旧糸貫川や旧根尾川筋に水が来なくなつたときに、この地区の水田に水を確保する用水路として旧根尾川の河道を取水路とした用水系として成り立っていることから、起源は明確には記されてはおりませんが、この一五三〇年の大洪水を境に一つの時期を画していることは確かであると言われたいです。

水田農業主体の時代では、水は命の根源であり、水を失うことは死活問題であつたことは言うまでもありません。特に、下流域の農村では水を得るすべは用水に頼らざるを得ず、また主導権もないために翻弄されてきたことは容易に想像がつくところであり、各地で分水を重ね、おおむね水が行き渡るようになったこ

とは、先人の苦勞のたまものでもありません。

そして、明治十五年に十六カ村による水利組織ができ、明治四十三年には席田井水組合として発足をしています。昭和二十二年山口の頭首工が完成し、要所所の分水門や用水路を整備し、昭和二十四年に北方及び柱本の改良工事が行われ、用水路は全域の完成をしております。昭和二十四年の土地改良法の公布に伴い、それまでは任意の団体であった組合は、法の適用団体として昭和二十七年八月二日に県知事の認可を得たことで、現在の席田井水土地改良区として正式に発足をしております。

当町では、芝原、加茂、北方、柱本の一円が区域に認定され、高屋を除く全域が受益地となり、水利権を得ると同時に区域内の農地所有者は管理負担を負うことになり、賦課金が課せられることになりました。ちなみに、昭和二十七年当時の北方区域の賦課金は、農地面積が全体の二八・九九%ということで、七万六千七百二十八円となっております。受益者負担の原則から、農地の所有者に対して賦課金として個別に徴収されていたとのことであり、ます。

いずれにしても、席田用水が本巣市、岐阜市の西北部、そして我が北方町の水田や人々の生活を長きにわたり支えてきた歴史的背景がありますから、一概に論じることができないかもしれません。踏まえて質問をさせていただきたいと思えます。

土地改良区の定款第一条（目的）となっておりますが、この土地改良区は、農業の生産や増大及び農業の選択的拡大を目的とするほか、都市化に備え水の多目的機能を十分生かせるようにし、防火用水、排水浄化等、水環境の安定化を図り、人間生活向上に潤いを持たせることを目的とするとあります。

当町におきましては、芝原を除くおのこの区画整理事業、高

屋中部の土地改良事業では、独自のパイプラインを引き、地下水を水源とした農業用水の整備がほぼ十五年ほど前に完了しております。また、上水道、下水道の整備に伴い、目的の後編に当たる防火用水、排水浄化の安定化にも合致をしております。また、当町では必要としない用水路であることは明白です。ましてや、芝原の一部に用水路は存在しておりますが、第七分水工から下には用水路としての機能が全く確認できません。席田用水探索マップでも途切れており、これは組合としても認識をしている事実のようであります。

お手元に用水マップをお配りさせていただきましたけれども、一番下の方に、これは旧芝原ガソリンスタンドの道となりますが、そこに東へ若干確認をできるだけで、マップにも当北方町地内には用水路として記されておりません。全くこのような状況の中で、区域として今なお存続し続け、賦課金を課せられているという事実がまかり通っていることには、大きな疑問を抱かざるを得ません。

土地改良法四款第六十六条に「地区内にある土地が、その改良区の事業により利益を受けないことが明らかになった場合において、その土地についての組合員の申し出があるときは、その土地改良区は、その土地をその地区から除かなければならない」と明記してあります。

また、都市計画法の中で、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ定めるべきとする基本理念に基づく技術的な助言として、都市計画法の改正の内容によると、従来の農林漁業との調整措置等の関係について見直しがなされ、平成十八年十二月一日付で通知された都市計画と農林漁業との調整措置第三章、市街化区域の設定に伴う農林漁業関係施策等との調整措置、(二)の中の②

用水路等の線的な事業では、原則として市街化区域内の農用地を受益地としないよう事業計画を変更または廃止すること。そして(二)であります。事業を完了した地区内の農用地が市街化区域に含まれる場合の措置として、(二)の①で、市街化の進展に伴い受益農地が減少し、土地改良区が施設の維持管理に当たることが困難となった場合には、当該施設の管理方法の変更、または管理主体の変更等に係る措置を講ずることと指導をしております。

解釈にもありますが、北方町は全域都市計画区域ですから、受益区域に該当しないこと、区域からの除外をしなければならぬこと、用水が北方区域内にはごく一部にしか存在をしていないことから、現状のまま土地改良区にとどまることは、法の趣旨に照らし合わせても到底納得のできない現実があります。違法性すら感じるところであります。速やかに土地改良区から脱会する手段を考えるべきではありませんか。そして、このことに対して決意を持って臨んでいただきたいと思えます。今後の方針をお聞かせ願いたいと思えます。

また、除外の申し出については、昭和三十八年に当町は全域都市計画区域の指定を受け、土地区画整理事業による都市的インフラの整備を目的とした都市計画を推進することとなり、旧糸貫町及び岐阜市が推進してきた農業振興を目的とした土地利用計画に大きな相違が生じてきたことにより、地域関係住民、行政、議会が連携し、北方町全域を当該土地改良区から除外する旨の申し入れをしたのであります。昭和五十四年に土地改良区の役員会、総代会の決議により、そのことは否決をされたと伺っております。以来三十一年間、暗礁に乗り上げたままの状態で現在に至っております。但し、急速に事情や環境の変化が進む時代に、何ら進展

のないまま経過していることは何とも理解しがたい現実であると言わざるを得ません。

この否決決議の期限が特に定められているとは思いませんが、現実にはその効力が現在まで続いており、このことをこのまま放置すれば永遠に継続することになります。この決議をいつまで尊重しなければならぬのか。また、何度審議されても、改良組合の理事、代議員の人数は、当町では全体の四分の一の勢力しかありませんから、その申し入れに対しての判断を理事会、総代会にゆだねられては、まさに無駄の一言に尽きます。その点、どのように考えておられるのか伺いたいと思えます。

次に、昭和四十一年、加茂、芝原の土地区画整理事業を皮切りに、昭和四十八年高屋南部、昭和五十六年柱本、六十年西部と、矢継ぎ早に区画整理事業を展開していた時期でもあります。昭和五十三年十一月に、芝原、加茂の区画整理事業が完成した後、用水の利用が一部でしか認められないにもかかわらず、区域から除外されていないため賦課金を減額されることもなく、毎年徴収されております。

また、本来受益者負担とする賦課金は、町が農業政策における負担金という意味合いで予算化し、全額肩がわりをすることになったのも、年度ごとのデータがないということではっきりした時期はわかりませんということですが、このころからの政策であるということでもあります。

ちなみに賦課金の額は、一反、千平米当たり千円と決められ、昭和五十三年時点では、賦課金は全体の二四・〇%、九十六万四百万円、昭和六十一年が百四十二万六千九百四十四円、これが平成二十二年では受益者農地は一四・八二%に見直され、それが北方の割合となりましたが、一反当たり千五百円に増額をされ、百十

八万五千円が納付されております。ざっとですが、累積で五千万円くらいになる勘定です。

町がこの賦課金を肩がわりする政策に転じたことは、私としても理解をするところで、いたし方ないことだと思っております。しかし、本来受益者負担があくまで原則でありますから、現状を続けていくことは、やはり税の公平性という観点からすると、肩がわりの要素が強いこの負担金には問題があります。この点についての考えを伺いたいと思います。

次に、土地改良区は、農地の減少や築後六十年を過ぎた施設の維持管理に、今後の運営費を賄う方策として、土地改良法四十二条第二項にある「組合員の資格をなくした場合には、土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならぬ」という「に基づき、平成二十年の土地改良区理事会で、農地転用する組合員に対して決済金を徴収することが議決されました。これは農地転用する土地所有者に、この先の維持管理費、償還費用を一括清算するとの名目で、平米当たり八十五円、一反八万五千円課せられることになり、その賦課金の基準額が一反千円なら七年、一反千五百円になった現在では五年弱に相当する額となっております。ことしの十月一日から施行されるということで、以降、農地転用される土地所有者は清算する義務を負います。この徴収に当たり、土地改良区は未納を防ぐために、農地転用の調査機関である農業委員会に納付済み証の添付を条件づけしてほしい旨の申し出がありました。

当北方町の農業委員会では、農政局が指導している事務取扱要綱と整合性がなく、受理または許可の段階においての条件として取り扱わないことを確認し、決済金に関しては一切関知しないことを取り決めたところですが、本巢市、岐阜市の農業

委員会では、この申し出に応じ前向きな方向で対応するとの方針のようであり、当町でも区域内に認定されているため、農地転用がなされた土地には報告義務があることから、土地改良区には年一回ないし二回の報告書を提出する方針であるとのことから、その時点で清算金の請求がなされることとなり、受理審査と納付時期にずれが生じてしまうこととなります。これは土地改良区が直接土地権利者に請求することとなるため、決算金の支払いに対して義務者の混乱を招くことは避けられない事態になるのではと思っております。義務者が町に意見を求めたとき、清算金の支払いについてどのような対応をされるのか、お聞きしたいと思います。

また、土地改良組合は司法書士会や行政書士会にこの通達を出され、農地転用許可証の代行業務を依頼された時点で清算金の納付を催促するよう手回しをされたようであります。義務者が支払いを拒否した場合の法的な処分や罰則が科せられるのか、伺っておきたいと思っております。

そもそも農用地でない当町の土地環境で決済金の支払い義務があるのかどうか、理解しがたい事案であることは言うに及ばず、農地所有者が農業用水に頼っていると自覚をいたしておりません。清算金の支払い義務には理解が得られるのか疑問に思うところがあります。決められたことには従わなければならないということなのでしょう。まさに理不尽な取り決めをされたと思っております。意見をお伺いしたいと思います。

以上、一回目の質問を終わります。

一、参事兼都市環境農政課長 それでは、お尋ねの席田井水の土地改良区についての御答弁を申し上げます。

議員からいろいろ今経過等もるる御説明がありましたので、重

複はいたしますが、議員のおっしゃるとおり、約五百年前にさかのぼる長い歴史のある土地改良でございます。旧来からは北方町の農業用水の基幹として、昭和五十年代前半までは貴重な農業施設で維持管理がされておったようにございます。

しかしながら、昭和三十八年の町全域の都市計画区域の指定を受けましたときに、国が示しました都市計画と農林漁業との調整措置に基づきまして、昭和五十五年四月一日の市街化区域・市街化調整区域の線引きの見直しを現行のとおりに行ったわけでございますけど、その中で、市街化区域については区画整理事業を施行し、積極的な開発を進めながら、反面、調整区域においては農業振興と保全がなされてきたという経過でございます。

それと、それぞれの土地利用の方向性につきましては、昭和四十九年に国土利用計画法が施行されております。この中で土地利用の基本計画がそれぞれの市町に策定をする義務がございました。本町におきましては、都市計画法にのっとった土地利用としまして、大きく五つの区域に分かれるわけですけど、その中の都市地域という形で策定をしておるところでございます。

町としましては、過去の長い歴史と経過など、複雑な諸事情がありますのでやむを得ないことではありましたが、やはり都市化が進んでいる現状からも、まして法的な裏づけも明らかになれば席田井水土地改良区からの速やかな脱会が望ましいものであると考えております。

次に、昭和五十四年当時に北方町が当該土地改良区からの脱会を申し入れしましたが、否決されたことについての現時点での有効性についてでございますが、今回、土地改良区が示しております農地転用に係る決済金、一反八万五千円の件でございますけど、これらの議論を進める中で、北方町から選出されております理事

及び総代さん全員の方が、この当該土地改良区の理事会総代会において反対の意思表示をされておるところでございます。しかしながら、議員もおっしゃったように、昭和五十四年の脱会申し出のときと条件は同じでございます。数の論理で、四分の一でございますので、やはり前回どおり否決をされておるのが現状でございます。

しかしながら、土地改良法の規定に基づきまして、公益法人である土地改良区の意思決定手段は総代会の議決が必要であるため、法にのっとったものであるので、この手続についてはやむを得んものであるかなあということを受けておられます。

町としましては、先に申し上げました都市計画と農林漁業との調整措置の基本的な考え方を原則といたしまして、土地改良区の受益地域に含まれていることが違法性が高いのではないかとということでございますので、これは岐阜県の土地改良を進める担当部局の職員、それから県内の土地改良事業を指導する岐阜県土地改良団体連合会などの専門的な職員のアドバイスを受けて、当該土地改良区とこの件について協議を重ねていきたいと考えておるところでございます。

それから、北方町が土地改良区への賦課金を立てかえることについての観点でございますけど、はっきり時期的にはわかりませんが、昭和五十五年前後でなかろうかと思っております。その当時から北方町が公費として賦課金を立てかえておるんじゃないかということでございますが、当時は、土地改良区の区域内では、本町が他の岐阜市地域、本巢地域と比較しまして都市化が進んでおるといふことで、大きく土地利用の現状が変わっておりますが、その原因で町が賦課金を立てかえるということも、考え方がそういう形になってきたのかなあということでございます。現

在では百十八万五千円、議員おっしゃったとおりでございます。受益面積は全体の約一七%ぐらい、面積的には八十ヘクタールぐらいに現在はなっております。

高屋地域がこの受益地域から外れておりますので、町の全体のバランスから考えますと、これらの今までの経過を踏まえながら、税の負担の公平性からも慎重に議論をすることが必要であると思います。原則的には改善されることであると受けとめておりますが、今後、議会の皆様方と協議をしていくことが必要であると、そのように思っております。

それから、十月一日から新たに賦課されます農地転用に係る決済金の問題でございますが、土地改良法の規定に基づき、現状では農地転用時に当該土地改良区の除外規定にのっとり決済金であるので、法的な問題はクリアされておるような状況ではございません。

ただし、さきにお話ししました農林水産省農政局の方が、農地法の事務指導要領を出しておりますが、その中で市街化区域内の農地転用につきましては、関係土地改良区へその旨通知をするにとて用は足りるということでございまして、本巢市の当該地域はあくまでも許可ですので、転用申請に土地改良区への決済金の手続が完了したという旨の書類を添付して許可を出すわけですけど、北方町も土地改良区に後日通知すればいいということで、農業委員会での許可条件ではございません。ですので、農地転用の弊害になるような要件にはなっていないということで、大きく地域的には変わらぬと思っております。

しかしながら、土地改良法の第三十九条の規定がございまして、賦課金の未納者に対しては督促がされます。これは地方税法の規定が準用されることになりまして、滞納処分の手続が認められて

おるのが現状でございます。これにつきましては土地改良区の御判断で、そこまでやるかやらんかについては御判断がされるころではないかと思っております。

町としましては、これらの賦課金を現在まで立てかえてきた経過がありますので、逆に農業者御自身はこれらの現状を十分理解されていないのが現状でございます。安易に決済金についての発言や、町の介入等は混乱を来すことが大変予想されますので、農業委員会などの議論を深めながら、土地改良区に対してこの旨の協議を慎重に対応していきたいという予定で、今後対応していきたいと思っております。以上でございます。

一、七番 戸部哲哉君 答弁の内容については、私も理解をしておるところでございますし、非常に難しい問題であろうかと思っております。恐らく法的にとっても今参事が言われるように、法的な措置の中で脱会を模索していく、この方向も一つの策といえますか、方向であろうと思えますが、一番思えますのは、やはりこの土地改良区を運営していく費用、お聞きしますと年間八百万円程度運営費用がかかるということですが、この部分が一番のネックだと思えますね。どうしても北方町が抜けることによって、その運営費の不足分をどこかで補わなければならない。だからこのお金の問題が解決しないと、恐らく当北方町がこの土地改良区から抜け出そうということは、しよせん無理な交渉だと思わなければならない。

それで、先ほど申し上げました決済金を一反八万五千円で、お聞きしますとこれは三十年分の運営費を前倒しして徴収するという話ですけれども、単純に私が計算しますと、八万五千円を一反千円で計算していきますと七年分くらいで、総額で七百万くらいになるんですかね。そうすると、北方町が現時点で全部一斉に農

地を農地でなくして返還をしますと言えば、一反八万五千円で七百万ぐらいの清算金で今終わるんです、計算上はね。けれども、じゃあ今後の運営費を三十年分と言われると、そこはまたちょっと非常に数字が難しいところになるんですけれども、今の土地改良区の言い分の清算からすると、それで抜けようと思えば抜けるんですよね。それをやっていいかどうかというのは、私はちょっと判断できませんが、いずれにしてもこの用水の全く利用のない、また施設もない中で、この負担金を今後ずっと払っていくということに関しては、どうしても納得ができません。ですから、きちっとした結論を求めていただきたいと思います。それには、今ある理事会総代会、北方町の委員さんは四分の一なんですけれども、その人たちにゆだねられても、これは到底解決する問題ではないと思います。どうしてもそこに先ほど申し上げました八百万何がしの運営資金、そこにはある程度町の補助金なり、そういったもの話も必要でありましょうし、またそれには本巢市、岐阜市の市長さん、そういった中のいわゆる行政のトップの方針、方向性、そういった方の協議の中である程度の解決策を見出していただかないと、いつまでたっても、何年たっても解決しないものだと思います。

そういった中でこの問題、町長さんに総じて方向性をお伺いしたいというふうに通告を出しておりますが、難しい問題ではありますけれども、やはりぜひ解決していただきたいと思しますので、町長のこれに対してのお考えとまいましようか、意見をお聞きたいと思えます。

一、町長 今、戸部議員のお話を伺いながら、私といたしまして至極ごもつともな御意見であるというふうには拝聴したわけでございます。

御指摘のとおり、北方町は五十四年に土地改良事業の受益地からの除外を当改良区に申し入れをいたしました。認められず今日に至っておるわけでございます。当時から主張をされておりますとおり、市街化区域の農地は、既に井戸水などによって全く当該井水の必要性が失われている農地の現実に照らしてみても、あるいは法的にも理論的にも席田井水土地改良区域である条件は、当町の場合は喪失をしておるのではないかと、思うわけでございます。

ただ、今日まで長い歴史と近隣団体との関係など、総合的に判断をいたしますと、北方町の立場としては、できるだけ礼節と人事を尽くして対応をすることが求められておるのではないかと、思うわけでございます。

したがって、ただ単に脱退することだけを目的にして客気せず、北方町の地域が真に受益地として相当であるかなどという関係法令や指導基準などに基づいて冷静な議論をすることが必要ではないかというふうに思っておるわけでございます。

先ほど都市環境課長からも御答弁を申し上げましたように、これからは県やこの土地改良区の上部団体であります土地改良事業団体連合会などにも御相談をしながら、専門的分野でのアドバイスをいただき、当該土地改良区との交渉を進めてまいる必要があるのではないかと、思うわけでございます。

いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、このまま放置をいたしますことは北方町にとっても、それから地域の農業者にとっても、決してプラスになることではないと思えますので、具体的な行動に移る必要があるのではないかと、思うように承知をいたしております。議員が御提案をいただきましたような条件も頭に入れます、今後は対応させていただきたいと思っております。

ろでございます。

その節になりますと、またいろいろと予想外の問題も出てきましようけれども、ぜひその旨には議員を初めとして、議会の皆様方にも御協力や御指導をいただきたいというふうに思っておるわけでございます。答弁にかえさせていただきます。

一、七番 戸部哲哉君 大変前向きな御答弁、ありがとうございます。ぜひこの問題を先送りしないで、やっぱり決するべきところはきちっと決していただきたいし、それが当町にとってもプラスになると今町長さんもおっしゃられましたし、私もそれがすべてだと思っております。今後の御健闘をお祈りいたしたいと思いません。

それでは、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

一、議長 次に、立川良一君。

一、六番 立川良一君 お許しを得まして、一般質問をさせていただきますと思います。

通告してありますので、順次、なるべく簡単にお聞きしたいと思いますので、お答えも簡単に要点だけをお願いいたしたいと思います。

八月三十日に衆議院の選挙が行われました。今回の選挙は、各党がマニフェストをもとにして、日本の今後について熾烈な政策論争が行われて、有権者の選択が強く問われたわけであります。その中で、民主党が政権を担い、国民の負託にこたえることになりました。

先ほど、日比議員の一般質問にもありましたけれども、北方町では補助金絡みで大型事業というのが現在のところは行われておりませんので、直接すぐに影響があるとは考えられませんけれども、

も、唯一心配をいたしますのは教育についてであります。

マニフェストにありますように、教員免許制度の抜本的見直しとか、公立高校の教育費の実質的無償化とか、学習指導要綱の大纲化、これは設置者とか学校の裁量を尊重して、地域、学校、学級の個別状況に応じて、学習内容、学校運営を現場の判断で決定できるようにする等々、気にかかるところがあります。

教育というのは、すぐに答えが出るわけではありませんので、その微妙な変化というのは見落としがちになります。今回の政権交代に際して、教育長がどのようにとらえておられるのか、今後どんなふうに取り組んでいかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

一、教育長 教育の方向性ということについて、お答えをさせていただきます。

政権がかわりまして、多少の施策の変更はあるだろうというふうに私も理解をしております。今おっしゃられましたように、教員免許制度の更新制の見直し、あるいは今補正についての見直し等々、学校教育にかかわる影響というのは少なからずあると思っております。

しかしながら、北方の教育の方向は変えようというふうにも思っておりますし、また変えてはいけないというふうにも考えております。と申しますのは、本町の教育の基本方針は、教育総合五カ年計画にも示しましたとおり、一点は、豊かな心をはぐくむとともに、進んで考え、判断し、精いっぱい表現する、そうした人間を育てることである。生きる力を育てると、こういうことが言えるかというふうに思っております。そしてもう一点は、広く願いやあこがれを持って学習し、学習したことをもとにして、まちづくり役に役立つ人々を育てていく、この二点が基本方針となっております。

おります。

したがいまして、施策の多少の変更はあろうかもわかりませんが、その基本方針に基づいて北方の教育を進めるという点については変わりはありません。以上です。

一、六番 立川良一君 よろしくお願いをしたいと思います。

以前、委員会が終わったときに、私は教育長に立ち話でお話をしたことがあるんですけども、児童・生徒に対して携帯電話の持ち込みについてという話をお話ししたんです。そのときに教育長は、そんなことをしたら保護者が黙っていない、騒ぎ始めるといふようなことをおっしゃったんです。それはそれでいいんですけども、一カ月半ぐらいしてからですか、今度文部科学省が児童・生徒に対しての携帯電話に対する見解というのが新聞にも大々的に発表されました。

私は期待をいたしますのは、教育長の信念というか、児童・生徒のために父兄が、あるいは地域がどうあっても、私はこう取り組んでいきたいというところがあるとすごく頼もしいんで、愛知県県の犬山のあの教育長さんの信念というのは、是非は別として、かねがね大変感心しながら、共鳴を持って眺めておりますが、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから二番目に、ふるさと北方ということでちょっとお尋ねをしたいと思うんですけども、九月一日に平成二十一年度の北方町子供サミットというのがきりぎりホールで、北方の三小学校の児童と北方中学校の生徒によって開催がされました。子供たちの意見を大変楽しく聞かせていただきました。児童・生徒が一堂に会して、ふるさと北方の一員として自分たちがしてきたことや、そういうような趣旨だったと思います。あいさつをすることや、ごみを拾い清掃を心かける。ピカピカニコニコ大作戦、親子でクリ

ーン大作戦。一生懸命子供は原稿を読んでおったんです。私は子供の生の声が聞きたいなと、そんな思いをしました。ふるさと北方、参加した子供たちの目にどんなふう映っているのかなあとか、またどの点が一番心がとまっているのかなというのを教えてほしいなと思いました。将来大学へ、あるいは社会人として北方町を巣立っていったときに、その子供たちに私のふるさと北方はという、何なのか、子供のときにしっかり心の中に刻んでおくというのは、北方の大人である我々の責務であると考えております。どのようにお考えになっているか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

一、教育長 まず子供サミットのことについて、若干補足説明をさせていただきます。初めておりましたが、初めての試みでありまして、しばらくその前には子供議会もあつたようで、福井議員の方からの御質問もございましたけれども。子供たちが自分たちでできること、それをうんと取り組む中でふるさとへの愛着を持つていくてくれればいい、そういう趣旨のもとで、自分たちのできることを語り合う。が、第一回目でございますから、何をどのように進めていったらいいかということがお互いにわからない、手探りの状況の中でスタートでございましたから、若干、前もって宿題を出してありまして、その回答をそれぞれの学校、子供たちが児童会、生徒会で用意をしたということがありましたんで、文章を読むというような形になったかというふうで、一見やらせではないかというような御意見もちょうだいいたしました。が、決してそうではなくて、子供たちの思いをまとめたものであるということをご理解していただきたいというふうに思っております。

さて、ふるさとをどのように子供たちの心に刻むかということでございますが、私は、人間はどのような生涯であろうとも、生

きるよりどころとなるふるさとがあるというふうに思っております。私にもあります。そのふるさとに愛着を持つ、ふるさをいいところだなあ、あるいは愛着を持つこと、それは私は生きる原点への回帰の心であろう、こういうふうに思います。

それが室生犀星の「ふるさと」という詩を読めば明らかに、あの非常に困難な生活、幼少時期を過ごしたあの室生犀星ですら、ふるさとというものに対する郷愁を持っているということでもおわかりいただけるというふうに思っております。つまり、だれもがふるさと回帰の心を持っていると、こういうふうに思っております。

それだけに、私どもは教育委員会として、ふるさとを子供たちの心に刻んでいく、そうした大切にすることを育てていくことは教育として大事なことであるというふうにとらえて、施策を進めているところでございます。ただし、ふるさとへの愛着というのは、家族や友達、地域の方々、また北方の文化や歴史など、日常のさまざまな触れ合いを通して次第に自分の心にわき上がってくるものを自分の心に刻むものであって、押しつけるものではないというふうに思っています。

したがって、教育委員会といたしましては、さまざまな体験を通して、ふるさとはいいところだなあ、そういうわき上がる心をつくる、そしてそれをみずから自分の心に刻む、そういう指導に心がけてまいりたいというふうに考えております。以上です。

一、六番 立川良一君 関連をしていきますけれども、三番目に、文化財に恵まれた北方をという通告をいたしました。

四年生の子供に、ふるさと学習というのは何を学ぶのと尋ねました。そうしたら子供は、ササイクルセンターを見に行ったとか、あ、そうそう、糸貫川を見に行った」と、そういうこと

でありました。現在の北方を知るということも大変大切ではありませんけれども、やっぱり温故知新、故きを温ねて新しきを知る」という、歴史と文化の町という、文化財、史跡が多い北方町です。もっとも昔のことも子供たちの中に植えつけていく必要があるんじゃないかと思えます。

例えば、地下に住んでいる子なら、ここは代官屋敷のあった場所だから、「治下」と書いて「むげ」と言ったと。今は地下と書きますけれども、そのことを知っておる子供と知っておらん子供とは、やっぱり全然思いが違うと。ぽつと一歩出ると曲路に入っていくわけです。そうすると、曲路の子供は、北方というのは昔は加納の戸田家の分家であって、本街道というのは北方から加納に結ぶ道であったと。そうすると、北方の地下を出たらすぐ最初に道が曲がりくねって、小紅の渡しに行くわけで、三軒屋を通ってですね。曲路というのは「すじかい」と言ったと。ここを昔の人が、代官ですか、通ったんだと、そういうことです。

僕も小学校のときに北方役場の前を通って学校に通ったんですけども、そこに大きな船が停泊してあったんです、鵜飼船みたいなやつ。あれは何なのと。北方は米相場が成り立ったから、この水路、長谷川に船が着いて、駒来町で、馬がとめてあるので駒来町という、そんな話がすごく楽しい思い出になっています。ぜひそんなこともふるさと学習の中に取り入れていただくと、子供たちにとってもすごく思い出深いというか、子供ながらに誇りというか、だから私は剣道をやったわけではないんですけども、ただ光賢が馬術で綱吉に褒められたとか、鮫鞘の三間槍と、冠木門と時の太鼓の打ち上げとかと、折に触れ、時に触れ、子供の中に植えつけていくというのも大変大切なことだと思います。

「ふるさと学習というのがありますので、年に二回か三回で

すか、何か回って歩くみたいですけど、子供の話で、あんまりふるさとと結びつくかなあという、今の施設めぐりみたいな、そんな感じをしました。ちょっとお尋ねをしたいと思います。

一、教育長 ふるさとを知るとい意味で、おっしゃることの意味は大変よくわかりますし、そうした教育を進めなければならぬと思っております。おっしゃることの意図は大変いたくよくわかっております。

恐らく子供さんに聞かれたというのは、学習の途中ではないかというふうに思っております。実は、ふるさと学習を強力に進める意味で、ここに新しく今年度全面改定をいたしました「マイタウン北方」がございます。この第五章に、今、図らずも立川議員がおっしゃられました歴史と文化ということで、大体ポイントになることは網羅されておまして、これをもとにして子供たちは学習しますし、これは小学生だけでなく中学生も含めて活用することになるかというふうに思っております。

ただし、学校教育だけでふるさと学習ができるわけではございません。社会教育、社会体育の側面、あるいは生涯学習を通して、ふるさと学習は幅広く進めるものであるという立場に立って、子供たちにいるんな形でふるさと学習を進めているということも、あわせて御理解いただけたらありがたいと思っております。以上です。

一、六番 立川良一君 それでは、四番目に入りたいと思います。

北方町というのは、文化財の中で俳諧の史跡というのが大変たくさんあって、県も指定をしておるわけなんですけれども、国の重要文化財に指定されている円鏡寺の楼門は別として、「一番文化」とい薫りがするのが美濃派俳諧水上道場跡ですか、現在の西運寺に所在をしております、境内には第一世の松尾芭蕉から第二

十五世までの句碑が並んでおります。

北方町出身が第三世の盧元坊、第四世五竹坊、第五世再和坊、第八世渡辺一楽庵、第十二世が梶庵、第十六世、北方出身の宗匠であります。北方町というのは、美濃派俳諧の拠点の一つであったと言われております。ちょうど室戸町長さんが誕生した年の秋に、「美濃派俳諧と北方の俳人」という特別展が図書館で開催されました。

北方町は大変文化活動が盛んな町なんですけれども、私はこれから時間をかけて、俳諧というか、そういうのを根づかせることができなかなと。北方には俳諧の歴史がありますので、将来、なぜ北方というのは俳諧がと聞かれたときに、実は北方はというのに結びつくんじゃないかなと。文化サークル活動が大変たくさんありますけれども、立ち上がっては消え、またという、生涯学習の中の一環としてという中で、北方の、一つずつと筋を通して俳諧というのを取り入れていかれてはどうかかと、そんな思いでお尋ねをしたいと思えます。

一、教育長 美濃派俳諧の件でございますが、芭蕉の正風というんでしょうか、正統というんでしょうか、それを受け継ぐ、継承した美濃派の獅子門の第四世五竹坊以来、ずっと考えてみますと、二百数十年たつ流れがあるわけでございます。

そうした意味から、先ほども申しましたように、ふるさとを心に刻むという立場からすれば、私は一つの試みであろうというふうに思っております。ただし、それを学校教育という中でやるのか、社会教育という幅広い教育の中で行うのかということについては、今後検討する必要があるだろう。そうした意味では、立川議員の一つの主張というのは、私どもも傾聴に値するといふふうに考えておまして、私はどちらかというと、今学校教育は非常

に多忙でございますから、子供だけでなくて、成人も含めた社会教育の中で、そうしたクラブを立ち上げて取り組んでいくというのも一つの試みであろうというふうに思っております。以上でございます。

一、六番 立川良一君 それでは、五番目に入ります。

若者の町に対する参加ですね。時代の移り変わりとともに、若者の社会教育の場での参加が大変難しくなってきました。昔、私たちの若いころは、どの町、どの村にも青年団という組織があって、それが若者の交流の場でもあり、社会の一員として若者の役割というのを果たしておりましたが、どの町村でも全く姿を見かけなくなりました。これは社会の経済とか環境の変化だと思うんですけれども、北方町は幸い子ども会という場でボランティアとして活動したKCLという会員が、かなりOBがたくさんおります。中学校の卒業後に、彼らをうまく町の活動に取り組むことができないかなと、以前から考えておりました。

元KCLの会員が、私は大きくなったら北方町の教育委員会に入りたい。そして、子供たちのためになる仕事をしてみたい。そのため今勉強を頑張っている。そんなことを直接聞いたことがあります。聞いていて、胸が熱くなりました。

町を活性化するというのは、やっぱり若者の知恵と力というのは不可欠であると思われれます。若者を生かす場というのを創出するというのが大変大切だと思われれますけど、ぜひ知恵を絞って、今の時代は若者は無理やろうと、そういうことじゃなくて、どうしたら若者に知恵、力を出していただけるのかなというように、そういう意識を常に持っていたらいいと思うんですけれども、お願いいたします。

一、教育長 今のお話を聞いていて、大人になったら教育委員会へ入

って仕事をしてみたいという子供がいるということに、私もうれしく感じました。ぜひ教育委員会で採用して、大いに頑張ってくださいというふうに思っております。

さて、昔と今は変わりました、おっしゃるとおりでございます。移ろい行く流れの中で大きく変わりました。かつては青年団が本当に中心になってまちづくりに取り組んでいた時代があったと思います。今は、町長が嘆いて、何回も何回もおっしゃってみえませけれども、帰属意識が失ってきている。連帯意識も失ってきている。人間関係が希薄になっている、こういう世の中でございます。そうした世の中であって、やはりこれは北方町だけでなく、全国的に若者のまちづくりへの参加がどうあったらいいのかということが、大きな課題になっているというふうに私もとらえております。

そうした中であって、本町は第六次総合計画の基本姿勢の第一番目に、町民と行政の協働によるまちづくりをうたっております。そして、例えば一つの例を挙げますと、まちづくりのための助成事業を行っておりますね。こうした形で、何とか活性化が図れないかという一つの試みであります。

教育委員会も同じように、まちづくりに役立つ人を育てるといふ基本方針を設けております。そして、その施策に取り組んでいるところでございます。

具体的に一つの例を挙げますと、現在、地域住民のボランティアによる学校支援事業に取り組んでおります。これはことしから新たに始めました。これはどういう事業かと申しますと、学校は地域の文化の殿堂であると思っております。したがって、子供たちを通して人と人とかかわる、それがやがて地域のつながりになる。それがやがてその地域の地域づくりにつながって

く。そうした意味では、大いにボランティアを今後育てていく必要があるだろうと。このボランティアを育てることが、まさに活性化の一つの施策になるのではないかとというふうに考えて、教育委員会では取り組んでいるところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

一、六番 立川良一君 ぜひ若者が参加できる場を考えていただきましたと思えます。

六番目に入ります。

ある小学校で、一部学級経営が大変厳しいクラスがというふうに通告をいたしました。今年度四月から新学年に入って、あるクラスではほぼ毎日、一時間から二時間の授業がつぶれている状態が続いたそうであります。多いときは三時間、四時間つぶれることもあり、それに対して担任の先生が子供たちに反省を促して、クラス一人ひとりがどうしたらいいかを考える場所をつくられたそうです。

例えばどんなことがあるかというと、体育とか音楽とか教室を移動するときに、しゃべらずに並んで廊下を歩きましょうというのが歩けないから全員でやり直しましょうと、それで一時間かかるらしい。授業中だけじゃなくて、掃除のときに自分の仕事をせずに窓から出入りをする、走り回る。教室で授業中に手紙、メモを投げ合う、立って歩く。チャイムが鳴って授業が始まったらトイレへ行く。そんな状態が続いておったそうなんです。

七月一日にある御父兄が学校に行かれまして、担任の先生にお願いをされたそうなんですけれども、その先生が、できないと。私の力では難しいと。それで、上の先生が夏休みの前に二遍保護者に学級懇談会を予定しておるといふことで、ぜひ参加をしていただくように学校からも呼びかけをするといふことで、七月二

日に学級懇談会が行われたそうなんですけど、そこに担任の先生のほかに、そのクラスだけは生徒指導主事とか教頭先生とかが出られたそうなんですけれども、その中で学校側から現在のクラス状況が説明をされて、一学期の今までに三十から四十時間の授業ができなかった、学校が言うんですよ。問題がある子というのを特別に指導を一生懸命やりますと。まず大切なことは、学級全体で班長とか学級代表を中心にまとめていく必要性が一番大切ではないかとおっしゃったそうなんです。

七月三日に、今度は学校側から、学校側というのは教職員ではないですね、学級長さんか何か、PTAですか、文書が流されたんです。それで、七月六日から十七日の間にフリー参観を行うと保護者に通知が出たんです、この日にぜひ授業を見てくださいます。

私がこのことを知ったのが十一日土曜日の夜、三人の御父兄がおいでになりました。もう学校ではとても解決ができない。お願いをしても難しいから、ぜひ何とかならないものでしょうかという相談を受けました。それで一日置いて、十三日月曜日の午前中に学校の玄関まで行きました。入り口に看板が立ってありました。何年何組の保護者の皆さん、ようこそおいでいただきました、どうぞ自由に御参観くださいと。そして日付と署名で、父兄の名前がだあと書いてあるんです。学校の内部のことを我々がとやかく言うことはないのです、これはもう教育長さんのお力ということ、その足で私は教育委員会にお邪魔をして、教育長さんにお願いをしました。何とかしてくださいと。たまたまその学校の校長先生もおいでになりました。早い形で、私はそのとき先生にもお話をしましたけれども、これは子供じゃなくて学校側がしっかり受けとめていかなきゃいけない。自由に授業参観というんですか、見てくださいますというのは、一つだけ、大変いい状態で授業ができ

る場合だけだと思うんです。親が行って何も心配することない、すばらしい授業をやっているじゃないかと。そういう動き回る子供を父兄に見せるというのが僕はわからない。それで、教育長さんにお願いをしておきましたので安心しておりました。

いろいろPTAとか、学校側とはあったと思うんですけども、九月九日に再びお話がありました。あれ以後、二学期になっても状態は変わらない。実は九月八日にこういうことがありましたと。そのこういうことというのを聞いたときに、愕然としました。クラスの男子数名が、嫌いな人ランキングというのを紙を配って投票したというんです。それが発表されたかどうかわかりませんが、嫌いな人、そういうことがあったと。小学校ですよ。僕はどこでも嫌いな人の一番になっても別に何ていうことはないんですけど、どう思われますか。嫌いな人ランキングの一位になったら、もう死にますよ。これはいかんということや。

七月に教育長さんをお願いしておいたのに、僕は信頼していただきますので、すぐに善処されて、教育というのか、学校というのか、先生の教材とか勉強する、研修する場所じゃないんですよ。子供にしてみたら、新人の先生だろうがベテランの先生だろうが、中堅だろうが、これは運不運みたいなの、その先生に一年間お願いをして、授業を教わっていかなくやならない。

それで、九月になって第二週に、教育実習の大学生が一人入ったということなんです。教育実習の大学生というのは荷物やがね、そんなの。その人は教員になるための卵だから、やっぱり見ていかなきゃいかんし、自分のクラスができないのに何考えておられるのかなと。

僕はこの問題で一番いかなのは、父兄を巻き込んだと。学校側は外部に知られるのがまずいと、そんな思いは持っておられるみ

たいなんです。私は全く言っていないし、わかりませんけれども、外部に知られるのがまずいという割には、御父兄がわーとなるんですね。学校が呼びかける。立て看板もそうだったんですけども、学校側の発言なんです。学校としてはあくまでもクラス全体で持ち上げていきたい。問題のある児童もあるけれども、それを許している周りの子にも責任がある。勉強だけやるんなら塾へ行けばいい。クラスのまとまりが一番大切なんだと、ちょっと私とは感覚が違うんです。

学校というのは、長幼の序、先輩・後輩とか仲間とかというのも大変大切だと思うんですけども、一番はやっぱり文部科学省のカリキュラムに沿ってやっていかなくやんでしよう、授業を。学校の先生の発言かなあ。勉強だけなら塾へ行けばいいとか、そういうのを処理していくのが学校というのはちょっとよくわからない、これは。

私、学校の内部まで立ち入ってとやかく言うということはいたしませんし、できませんので、ここはぜひ教育長さんに、大所高所から、普通の児童が普通に授業が受けられるクラス、あと残りがもう少し少ないですよ。このまま終わったらもうすぐ進級をします、去年にもいろいろトラブルがあったとか聞いておりますし、ぜひ教育長さんをお願いしたいと思います。

一、教育長 一番長く話されたので、私もちょっと長目に話そうというふうに思っておりますけれども、大筋については私も逐次校長から報告を受け、必要なアドバイス、指示を出しておりますから、大筋においては間違っていないと思います、細部にわたってはいろいろ尾ひれがついたりして、私が目で見たり、あるいは校長から報告を受けたり、指示をしたりしていると若干違いがあります、それは別として、基本的には学級が困難であるとい

う学級があると、このことについては私も承知しております。

大変立川議員にも御心配をかけておりますが、とりわけ当該学級の子供、保護者の皆様方に多大な御心配をかけているという点については、深くおわびを申し上げたいなど、こういうふうに思っているところでございます。

何点か飛び入りの御質問がありました。まず基本的なことを申し上げておこうというふうに思っております。

学級が難しくなるということとは、例えばいじめの問題もそうですし、不登校の問題もそうですし、あるいは荒れる子供の存在もそうなんです。根っこは私は一つしかないというふうに思っております。これは私が現場で長いこと教壇に立ち、そういう子供と本当に取っ組み合っただけで指導してきたことを振り返ると、どの子供も最終的には愛情を求めているということなんです。つまり何かといいますと、人間関係の構築がうまくいかないときにいじめが起きる、学級が荒れる、荒れる子供が生じるということなんです。

つまり、専門用語でいうとラポールをつくるというふうに言うんですが、これはフランス語で、要するに温かな人間関係の醸成が子供を育てますよ、こういうことなんです。ということは何かというと、先ほど集団の話が出ましたね。私は学校社会というのは、なぜ集団で行うかという意義がそこにあると思っただけです。勉強も教えますが、勉強だけであれば、簡単に言えば家です。勉強も教えますが、勉強だけであれば、簡単に言えば家です。だってできるんです。でも、学校教育は集団で行うというのは、もう一つ教えるものが別にあるんですね。それは何やといったら、社会の中で人と人のかかわりをうまく保ちながら、自分の存在をきちっと持って、人と人と豊かにかかわって生きるということを教えるんです。この人と人のかかわりを豊かに持って生きる

ということがうまく調整できないときに、学級は荒れるし、不登校が生まれるし、たとえ一見整然としていても、その裏ではじめじめとしたいじめが起きるといような現象が起きてくるんですね。

今回、私として大変ありがたいのは、そういうものが陰湿に裏に回らないで出てきてくれたということが、指導しやすいポイントになっているというふうに私はとらえております。したがって、教育委員会にも責任がありますから、この人間関係づくりがどうあったらいいかということを中心に、校長に対して、直接私も現場へ行きまして、指示、指導に当たっているとございます。なお、学校が校長を中心に、当然教師たるもの、そういうことをほうっておく教師はおりません。使命感に燃えて、一日も早い解決を願っておりますので、温かく見守っていただければありがたい、このように思っております。

一、六番 立川良一君 今おっしゃったとおり、学校では学校でやること、お互いだというのはよくわかるんですけども、度が過ぎていると僕は言うんです。三十時間も四十時間も授業をつぶしてそんなことをやって、家でできるといふなら、家で勉強というのほだれが教えるんですか。学校はやっぱり学習、学科を教えるもらって、それを家で復習・予習、やっぱり中心は学校だと思わんです。その一番大切なことをほうっておいて、同じような発言で、学校と。許している周りの子にしたら、小学校の子供を、一人じゃないんです。一人なら隔離ということも。そういう子供たちを包み込んでいけるかなと。

だから、教育長さんは、その担任の先生も多分苦しんでみえると思うんです。担任の先生は担任の先生で、同僚とか、あるいは先輩が包み込んで受けとめていかなきゃいかんでしょうし、子

供たち、あるいは父兄にとってみたら、大変なところに入ってしまったという、一般の普通の人はですね。

ぜひ善処をお願いしたいと思います。特によくとか、そういうことじゃないんです。普通に普通の授業がしてほしい。

そんなことで、七番目に教育委員会の組織を書いておきましたけれども、学校教育とか社会教育とか、今教育委員会の役割というのがますます大事になってくると思うんです。前にも言いましたけど、北方にとって一番大きな課題というのは、高齢になったときの受け皿づくりと、あとは教育だと思うんですよ。

そんな中で、長年にわたって北方の教育にお力を出していただきました木野村教育委員さんが八月末をもっておやめになりました。大変お世話になりました。心から先生の御労苦に感謝を申し上げます。上げたいと思います。

さて、その北方の教育に英知を結集して取り組んでいく教育委員の補充というのは、私は急務であると思うんです。今九月定例会でも間に合わせていただけたと思いますし、もう一つ、教育委員の先生方で互選による教育委員長の選任というのも大切なことだと思っんですけれども、これが後任がまだ決まっておらないと。総務教育常任委員会協議会の中で、半年ぐらいかかっておかないと。そういうな、選挙管理委員でも補充がもう決まっておるんですから、なるほどじっくり人選されていかれるのも大切なことだと思っんですけれども、教育委員会についてこの間まで次長があったんです。今は奥野課長さんにお世話になりますけれども、教育長さんが間に合い過ぎるのか、もっともと皆さんのお力をかりていく方向というか、教育委員会というのは委員の先生方の知恵をいただいで、あるいはいろんな激論の中で、行政で教育長さんがそれを実行していくという。

教育委員会の最高責任者は教育委員長だと私は思っておるんです。だから、ぜひ早急に補充をしていただいで、少しでも楽に、皆さんの思いの中でお願いをしたいと思っいます。

一、教育長 御心配をかけておりまして、申しわけないというふう

に思っっております。

教育委員会の強化を図るということで、実はこの九月三十日に教育委員会がございまして。おっしゃられるように、委員長が教育委員会の最高責任者でございましてから、この九月三十日の教育委員会

で委員長を互選によって決めるということで、もう既に周知されておりまして、九月三十日には決定しようというふう

に思っおります。よろしいでしょうか。

ただし、欠員の補充につきましては、総務教育常任委員会協議会でもお話し申し上げましたように、木野村前委員長さんが急な申し出でございまして、私たちもある意味では青天のへきれきのような思っでございまして、慰留に努めたのが本意なんです。で、ずうっと慰留慰留で、そんなことを言わずにやっつてよというよう

なことで、後任とか、やめるとかいうことを全く私どもは念頭にございましてから、けれども諸般の事情によってやむを得ないということ、この八月三十一日をもって辞任をしていただいたわけですけれども、白紙の状態から欠員補充を採すという、後任の方の候補者を選んで町長に意見具申を申し上げると、こういう形になりますので、複数の方を選ばないと町長の方でも人選にお困りになられるということで、少し時間をいただかないと後任については決まらない。しかし、おっしゃられるように、教育委員会の最高責任者であるのは言うまでもなく教育委員長ですから、これは互選によって早速決めようというふう

に考えておりますので、御理解をいただけたらありがたいと思っっております。以

上です。

一、六番 立川良一君 ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

先ほど申しました事件に関しまして、教育委員さんに確認をしたんです。どなたも御存じない。えっと言う。やっぱり教育委員さんはそういうときに力を出していただく。いろんな意見が出てくるんですよ。私のように、学校というのはまず一番は学業。

それでその中でのいうのもあるでしょうし、いや、そういう問題はたとえ一年間かかって、勉強は塾へ行けばいいんだからという、それもそれ。先生みたいに家でやればと、いろんな意見の中でどうしたら北方の子供がというところが一番大切だと思うんですね。教育でこれがいいって、僕は割と結果よしみたいたい思っています。教育でこれがいいって、僕は割と結果よしみたいたい思っています。自分の子供を育ててきました、三人。四十一歳になります、長男が。だから、自分の子供がしっかり育てられなかったら、僕は子供を指導することはできないと、そういう思いを持って生きてきました。だから学校の先生、あるいは警察の方々、こんなことをしてはいかんと、そういうことは百も承知で子供たちをなかなかうまく育てるといのは難しいのが現実であります。うちの教育長さんは大変素晴らしい方ですので、ぜひお願いをしたいと思います。

最後になりました。公共交通機関であるバスターミナルについて、お尋ねをしたいと思います。

名鉄電車の廃線のときに大きな住民運動が起こりました。しかし、その努力も報われずに廃線となりました。今後、ますます進むと思われず高齢社会に、公共の交通機関である電車、バスは不可欠であります。電車にしても、バスにしても、民間の営利会社で運営している以上は、採算を度外視してまで続くとは考えられません。

室戸町長の公約でもありましたバスターミナルの建設という、大変うれしい、喜ばしい出来事を、今度それをやっぱり使っているただかなきやいかなんです。

住民運動は一生懸命やっていたかまますので、それはそれで感謝をしながら、ただ住民運動に任せただけじゃなくて、私は官民一体になって取り組まんと難しいと思うんです。

例えば、役場で交通費を支給します。交通費を支給するということは北方町外の方々に、その方々の中で、バスターミナルというのが一番役場のためにつくったような便利のいいところですので、使っていただけの方がいないかなあとか、町バスというのを貸し出しますので、路線バスに振りかえて使えるところはないかなあとか、常に皆さん方がそういう意識を持って、あれは営利会社で、存続は住民運動でと、それでは絶対存続しない。乗らなきゃいかんと、そんな思いを強く持っておりますので、ぜひ利用者増を、減便とか路線の縮小とか、不便になるとますます乗らなくなる。今、割といい状態で努力をしておいていただきますので、ぜひお願いをしたいと思います。

副町長 副町長さんにちょっとお答えをいただきたい。

一、副町長 公共交通機関、バス路線を確保、維持するために町行政として利用者をふやす後押し、施策についての御質問だと思えます。

今も質問の中に取りましたとおり、なかなかバスに乗っていただけなのが現状であります。そこで、町としましては、本年度公共交通対策協議会を立ち上げまして、関係団体や利用者の代表に委員となってもらいながら、利用促進の協力や対策を協議している真っ最中でありませう。

また、その一環として、今回のバスターミナルの設置やバス停

の充実なども施設整備を進めるとともに、岐阜バスの方にもよりバス路線の充実、見直しをお願いしているところであります。

先ほど議員さんが言われました、職員に通勤手当の支給をしてバスの利用を図ってはどうかという質問もありましたが、通勤手当につきましては条例上のいろいろな規定がありまして、もっとも経済的な云々というのがありますので、それは多分難しいかと思いますが、いずれにしましても、今後とも行政として、より乗ってもらえるようなバス路線となるよう、できるだけ利便性の向上に努めていきますが、やはり何よりも町民の皆さんの意識改革、すなわちバスを利用して残さなければならぬといった意識を強く持っていたことが一番大事でありますので、そうなるよう、機会があるごとに根気強く呼びかけと協力等をお願いしていきたいと思えます。よろしくお願いします。以上であります。

一、六番 立川良一君 大変ありがとうございます。

きのうNHKのテレビで、沖繩のバスのことをやっていたんです。大変経営が苦しくて、小さなバス会社ですので、従業員に給料が払えなくなってくると。

名鉄電車がなくなるときに、ちょうどここで一般質問をしました。あのときに私は、黒野から揖斐、谷汲が廃線になりましたので、名鉄がなくなるんじゃないかという思いを持っていました。お尋ねしたときに、執行部、助役だったと思うんですけれども、お答えいただいて、何かゆとりを持ってみえたんですね。黒野までは大丈夫だと。いやそんなことはないというんで、必死の思いで、やっぱりあんなふうな形になりましたので、これは本当に今よりもこれから日増しに公共交通機関の大切さを増していきますので、バス会社とも終始連携をとっていただいて、前ちよっと委員会でお話したけど、やっぱり使いやすさというんですか、長

崎の一区から終点まで全部百円とか、ワンコインという電車、バス全部百円、あれ便利ですね。ぽっと乗って百円、終点までも百円と。ウィークデーの昼間、いっぱい乗っています。これはうちでやることではありませんので、ぜひ全員が一丸になって、バスが存続できるように意識を持っていきたいと思えます。

大変いろいろと、たくさんありがとうございます。一生懸命頑張りたいと思いますので、先生にもお願いをしたいと思えます。先生、十二月、三月がありますので、とにかくクラスを早くいい状態にさせていただくようにお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

一、議長 これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。お諮りをいたします。明二十六日と二十七日の二日間を休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

異議なし

一、議長 御異議なしと認めます。よって、明二十六日と二十七日の二日間を休会とすることに決定をいたしました。

第三日は二十八日午前九時三十分から本会議を開くことにいたしたいと思います。

本日はこれにて散会をいたします。大変御苦労さまでございました。

午後三時三分 散会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十一年九月二十五日

議 長

署名議員

署名議員